

参議院選挙制度に対する意見書

平成28年の参議院通常選挙において、これまで都道府県単位であった選挙区が、現憲法下では初めて合区（島根県と鳥取県、徳島県と高知県）され、実施されようとしている。

これは、いわゆる「一票の格差問題」に対する最高裁判所判例での違憲状態という司法判断によるものであるが、参議院憲法審査会の審議過程では、参議院に地域代表としての性格を持たせるべき等地方を重視すべきとの意見が出ており、抜本的な参議院の在り方を含めた議論が行われるべきであり、当然、選挙区の見直しもこれを踏まえたものでなければならず、十分な議論もなく、47都道府県の一部にのみ合区を行うことは地方を軽視するものと言わざるを得ない。

そもそも住民の生活に関する公的な広域事務は都道府県を基本とし、明治維新以降それを前提として国・地方の行政制度が成り立っており、今回のような地理的にも文化的にも大きく異なる発展の歴史を持つ隣接県を一票の格差是正にのみ捉われ、都道府県の枠組みを考慮せずに合区して定数を算定したことは、国民主権を保障している選挙制度において、なし崩し的に国の在り方を変えることにつながる。また、政府がすすめる地方創生に逆行するような制度が今後も続くようであれば、合区され定数が1となる選挙区においては、両県間の人口差はますます広がり、一方の県では長期にわたって参議院議員が選出されない状況が発生するおそれがある。

我々は、参議院選挙制度の見直しを検討するに当たっては、やはり、地方の声を国政に反映させる観点から、安易な合区などにより解決することなく、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を最大限考慮すべきであると考えます。

よって、国においては、地方からの視点が欠落した制度改正を再度見直し、人口が少ない県の代表者が確実に参議院議員に選出されるような、参議院の在り方を含めた抜本的な制度構築を行うよう強く要請し、ついでには、参議院選挙制度改革にあたり、特に以下の事項について強く要望する。

記

- 1 人口格差にのみ捉われず、各都道府県単位に議員を選出する制度を構築すること。
- 2 制度改正において合区を決して行わないこと。
- 3 1及び2の事項を念頭において、二院制の在り方や参議院の果たすべき役割を十分に認識したうえで、必要な見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月17日

島根県大田市議会

参議院議長 山崎正昭 殿

参議院選挙制度に対する意見書

平成28年の参議院通常選挙において、これまで都道府県単位であった選挙区が、現憲法下では初めて合区（島根県と鳥取県、徳島県と高知県）され、実施されようとしている。

これは、いわゆる「一票の格差問題」に対する最高裁判所判例での違憲状態という司法判断によるものであるが、参議院憲法審査会の審議過程では、参議院に地域代表としての性格を持たせるべき等地方を重視すべきとの意見が出ており、抜本的な参議院の在り方を含めた議論が行われるべきであり、当然、選挙区の見直しもこれを踏まえたものでなければならず、十分な議論もなく、47都道府県の一部にのみ合区を行うことは地方を軽視するものと言わざるを得ない。

そもそも住民の生活に関する公的な広域事務は都道府県を基本とし、明治維新以降それを前提として国・地方の行政制度が成り立っており、今回のような地理的にも文化的にも大きく異なる発展の歴史を持つ隣接県を一票の格差是正にのみ捉われ、都道府県の枠組みを考慮せずに合区して定数を算定したことは、国民主権を保障している選挙制度において、なし崩し的に国の在り方を変えることにつながる。また、政府がすすめる地方創生に逆行するような制度が今後も続くようであれば、合区され定数が1となる選挙区においては、両県の間の人口差はますます広がり、一方の県では長期にわたって参議院議員が選出されない状況が発生する恐れがある。

我々は、参議院選挙制度の見直しを検討するに当たっては、やはり、地方の声を国政に反映させる観点から、安易な合区などにより解決することなく、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を最大限考慮すべきであると考えます。

よって、国においては、地方からの視点が欠落した制度改正を再度見直し、人口が少ない県の代表者が確実に参議院議員に選出されるような、参議院の在り方を含めた抜本的な制度構築を行うよう強く要請し、ついては、参議院選挙制度改革にあたり、特に以下の事項について強く要望する。

記

- 1 人口格差にのみ捉われず、各都道府県単位に議員を選出する制度を構築すること。
- 2 制度改正において合区を決して行わないこと。
- 3 1及び2の事項を念頭において、二院制の在り方や参議院の果たすべき役割を十分に認識したうえで、必要な見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年3月22日

島根県安来市議会

参議院選挙制度に対する意見書

平成28年の参議院通常選挙において、これまで都道府県単位であった選挙区が、現憲法下では初めて合区（島根県と鳥取県、徳島県と高知県）され、実施されようとしている。

これは、いわゆる「一票の格差問題」に対する最高裁判所判例での違憲状態という司法判断によるものであるが、参議院憲法審査会の審議過程では、参議院に地域代表としての性格を持たせるべき等地方を重視すべきとの意見が出ており、抜本的な参議院の在り方を含めた議論が行われるべきであり、当然、選挙区の見直しもこれを踏まえたものでなければならず、十分な議論もなく、47都道府県の一部にのみ合区を行うことは地方を軽視するものと言わざるを得ない。

そもそも住民の生活に関する公的な広域事務は都道府県を基本とし、明治維新以降それを前提として国・地方の行政制度が成り立っており、今回のような地理的にも文化的にも大きく異なる発展の歴史を持つ隣接県を一票の格差是正にのみ捉われ、都道府県の枠組みを考慮せずに合区して定数を算定したことは、国民主権を保障している選挙制度において、なし崩し的に国の在り方を変えることにつながる。また、政府がすすめる地方創生に逆行するような制度が今後も続くようであれば、合区され定数が1となる選挙区においては、両県の間の人口差はますます広がり、一方の県では長期にわたって参議院議員が選出されない状況が発生するおそれがある。

我々は、参議院選挙制度の見直しを検討するに当たっては、やはり、地方の声を国政に反映させる観点から、安易な合区などにより解決することなく、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を最大限考慮すべきであると考えている。

よって、国においては、地方からの視点が欠落した制度改正を再度見直し、人口が少ない県の代表者が確実に参議院議員に選出されるような、参議院の在り方を含めた抜本的な制度構築を行うよう強く要請し、ついては、参議院選挙制度改革にあたり、特に以下の事項について強く要望する。

記

- 1 人口格差にのみ捉われず、各都道府県単位に議員を選出する制度を構築すること。
- 2 制度改正において合区を決して行わないこと。
- 3 1及び2の事項を念頭において、二院制の在り方や参議院の果たすべき役割を十分に認識したうえで、必要な見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月25日

益 田 市 議



参議院選挙制度に対する意見書

平成 28 年の参議院通常選挙において、これまで都道府県単位であった選挙区が、現憲法下で初めて合区（島根県と鳥取県、徳島県と高知県）され実施されようとしている。

これは、いわゆる「一票の格差問題」に対する最高裁判所判例で違憲状態という司法判断によるものである。しかし、参議院憲法審査会の審議過程では、参議院に地域代表としての性格を持たせるべきなど、地方を重視すべきとの意見があり、参議院の在り方を含めた抜本的議論が行われるべきである。

当然、選挙区の見直しもこれを踏まえたものでなければならず、十分な議論もなく、47 都道府県の一部にのみ合区を行うことは地方を軽視するものと言わざるを得ない。

そもそも住民の生活に関する公的な広域事務は都道府県を基本とし、明治維新以降それを前提として国・地方の行政制度が成り立っている。

今回のような文化的に大きく異なる発展の歴史を持つ隣接県を一票の格差是正のみに捉われ、都道府県の枠組みを考慮せず合区して定数を算定したことは、国民主権を保障している選挙制度において、なし崩し的に国の在り方を変えることにつながる。

また、政府が進める地方創生に逆行するような制度が今後も続くようであれば、合区され定数が 1 となる選挙区において、両県間の人口格差はますます拡大し、一方の県では長期にわたって参議院議員が選出されない状況が発生するおそれがある。

我々は、参議院選挙制度の見直しを検討するに当たって、地方の声を国政に反映させる観点から、安易な合区などにより解決することなく、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を最大限考慮すべきであると考えます。

よって、国においては、地方からの視点が欠落した選挙制度改革を再度見直し、たとえ人口が少ない県であっても代表者が確実に参議院議員に選出されるような、参議院の在り方を含めた抜本的な制度改革を行うよう強く要請し、以下の事項について要望する。

記

- 1 人口格差のみに捉われず、各都道府県単位に議員を選出する制度を構築すること。
- 2 制度改革において合区を決して行わないこと。
- 3 1 及び 2 の事項を念頭に置いて、二院制の在り方や参議院の果たすべき役割を十分に認識したうえで、必要な見直しを行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 17 日

島根県飯南町議会



参議院議長 山崎正昭様

衆参両議院の選挙制度改革において合区の解消及び抜本的な見直しを求める
意見書

本年7月10日、高知・徳島、鳥取・島根の2合区を柱に、選挙区定数を10増10減した改正公職選挙法に基づく参議院選挙の投票が行われる。

この合区に対しては、それぞれの県では、自然環境や育んできた文化、歴史そして県民性の違いを改めて感じている。

また、自分の住む県から代表を出せなくなり、地方の声が国政に届きにくくなるという不安の声も強くなっている。

現在、全国の自治体は、地方創生に向け、一丸となって取り組みを進めている。このような中、地方選出議員が減少することは、人口の少ない地方の衰退につながりかねない。

また、これまでの衆参両議員の選挙に係る最高裁判所の判決においては、すべて国民は法の下に平等であると定めた憲法第14条と、（衆参）両議院は全国民を代表する選挙された議員で組織すると定めた憲法第43条に基づく選挙制度の現状との整合性、いわゆる1票の格差が指摘されてきた。

よって、国に対し、今後行われる衆参両議院の選挙制度改革においては、憲法第43条の改正も視野に入れ、下記の事項について見直すことを強く求める。

記

1. 参議院選挙での高知・徳島、鳥取・島根の2合区を解消すること。
2. 衆議院と参議院のそれぞれの役割を明確にすること。その中で、参議院議員については、都道府県代表的な位置づけとすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月23日

高 知 県 高 知 市 議 会

参 議 院 議 長 山 崎 正 昭 様

参議院選挙における合区の解消に関する決議

日本国憲法が昭和21年11月3日に公布されて以来70年間、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

去る7月10日に憲政史上初の合区による選挙が実施されたが、意思形成を図る上での都道府県が果たしてきた役割を考えたときに、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなるのは非常に問題である。

また、今回の選挙結果においては投票率の低下など、合区を起因とした弊害が顕在化しており、全国的に合区解消を求める声が大きくなっている。

今回対象となった鳥取県・島根県・徳島県・高知県の4県に限らず、人口減少が進む我が青森県にとっても切実な問題である。

我が国は本格的な人口減少時代に突入しており、一方で都市と地方の格差が拡大し続けるという現実があり、多様な地方の意見が国政に届けられない事態はあってはならないことである。

よって、今回の合区による選挙は緊急避難措置とし、公職選挙法の付則に抜本的な見直しが規定されていることを踏まえ、合区を早急に解消させる対応が図られるよう、強く求めるものである。

以上、決議する。

平成28年9月15日

参議院選挙における合区の解消を求める意見書

我が国の都道府県制度は、地域の生活文化に根ざし、定着した地方自治の根幹です。

加速度的に進む人口減少と一極集中の是正に向け、我々は地方創生に期待し、地域の存続をかけて懸命に取り組みを始めたところです。

しかし、参議院選挙における選挙区の合区は、地方の住民に、地方の声が国政に届きにくくなり地方切捨てにつながるという危惧と都道府県単位で国政に代表を出せる県と出せない県が生ずるという新たな不平等をもたらしました。

国会及び政府におかれては、合区を解消し、都道府県を選出区分とする選挙制度の原則を堅持して地方の声がきちんと国政に反映できる仕組みを構築されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 9月16日

島根県邑智郡美郷町議会



参議院議長 伊 達 忠 一 殿

参議院選挙制度、合区の解消及び抜本的見直しを求める意見書

最高裁判所が違憲状態とした、参議院議員選挙における「一票の格差」是正に向けた改正公職選挙法が成立し、本年7月10日、改正法により「島根県と鳥取県」「徳島県と高知県」の合区による戦後初めての制度変更後の選挙が実施された。自分の住む県から代表を出せなくなり、地方の声が国政に届きにくくなる等の、不安の声が強くなっている。

都市部への人口集中が進む中で、さらに合区や定数増減による格差是正策を続けられ、人口減少が続く選挙区の議員定数はさらに削減され、地方の衰退と新たな地域格差をうみだす。今後行われる衆参両議院の選挙制度改革においては憲法第43条の改正も必要であり、国に対し下記事項について強く求める。

記

- 1 参議院選挙での島根・鳥取、高知・徳島の2合区を解消すること。
- 2 参議院と衆議院のそれぞれの役割を明確にすることで参議院議員については都道府県代表的な位置づけとすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月16日

参議院議長 伊達忠一 様

島根県邑南町議会



参議院選挙における合区の解消を求める意見書

我が国の都道府県制度は、地域の生活文化に根ざし、定着した地方自治の根幹です。

加速度的に進む人口減少と一極集中の是正に向け、我々は地方創生に期待し、地域の存続をかけて懸命に取り組みを始めたところです。

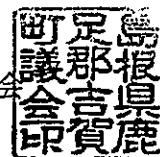
しかし、参議院選挙における選挙区の合区は、地方の住民に、地方の声が国政に届きにくくなり、地方切捨てにつながるという危惧と都道府県単位で国政に代表を出せる県と出せない県が生ずるという新たな不平等をもたらしました。

国会および政府におかれては、合区を解消し、都道府県を選挙区分とする選挙制度の原則を堅持して、地方の声がきちんと国政に反映できる仕組みを構築されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月16日

島根県吉賀町議会



参議院議員選挙区の合区解消についての意見書

先の7月に行われた、参議院議員選挙は今回初めて施行された「合区」のもと、「高知県・徳島県」「島根県・鳥取県」が対象になり選挙戦が行われました。我々は当初から選挙区が広がるが故に心配していた通り、候補者などとの関わりが薄くなり、関心度も低調であったし投票率も低かった。

政府あるいは政治家の皆様は、地方創生と謳いながら一方では、地方を切り捨ての一端を実行しているのである。地方の庶民から見れば誠に矛盾した政治が横行していると言わざるをえない。

今後も一票の格差是正などの理由を執って、政治家の皆様が国土の一部地域（大都会）ばかりに集中するのであれば（大都会）はますます賑わう反面、広い地域に点在して国土を守っている、地方の声がますます届きにくくなったのである。

ただでさえ地方は一昔から少子高齢化の波を受け、すでに限界集落が国土全体にどのくらい点在しているかは、多くの政治家は承知の筈です。このままの状態ではいくら政治家の皆様が、地方の創生や活性化、一億総活躍など綺麗ごとを政策的に言っても地方の「発展や活性化」になるはずがない。逆に政治不信が増大するだけだ。正に今回の「合区」の施行には地方、地域の衰退に向けた逆行にしかないと考えるのである。

以前から反対の声も大きかったため、地方行政も合区に対しては明確に反対行動と対策を執って来たが、格差是正の名分のもと、中央からの「合区」の押しつけに至ったのである。

今回の選挙結果を受け更に庶民などからの批判の声が大きくなり、政府、与党内部にも見直しや、違憲状態の解消に向けた検討会が発足したと聞いた。

よってこの機会をのがさず、今回は更に地方の声を大きく反映させるために、町民を代表する四万十町議会は、「合区」反対の（議決）を挙行し、反対の声明を国政に明確に示すものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出致します。
平成28年9月16日

高知県高岡郡四万十町議会



参議院議長 伊達 忠一 様

参議院選挙制度の抜本的見直しを求める意見書

本年7月、一票の格差是正を名目に合区制が導入された、新たな選挙制度のもとで参議院議員通常選挙が実施された。

合区となった鳥取・島根選挙区及び徳島・高知選挙区においては、当初から懸念されていた通りの低投票率となった。鳥取県全市町村の投票率は、前回の参議院選挙の投票率を下回り、有権者の政治参加への意識低下を招く結果となった。

これから日本が直面する人口減少社会にあつて、「地方創生」の取り組みはますます重要になってきている。こうした中にあつて、多様な地方の声が国政に反映されなければ我が国の均衡ある発展は望めないことになる。

国民生活の根幹である地方自治と民主主義の精神に鑑み、国及び政府においては合区制度の解消を含め、選挙制度の抜本的見直しを早急に進めることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月21日

鳥取市議会議長 房 安 光

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 様
内 閣 官 房 長 官
内閣府特命担当大臣
(地方創生規制改革担当)

参議院議員選挙制度における合区の解消に関する意見書

日本国憲法が昭和21年11月3日に公布されて以来、今日に至るまでの70年間、二院制を採る我が国において、参議院は一貫してその議員の選挙区を都道府県単位とし、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

しかし、本年7月10日に憲政史上初の合区による選挙が実施された。

本来、行政区域ごとに集約された地域の声は、各県独自の課題であり、隣県といえども相入れないものも存在している。

こうしたことから、合区により、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に反映されなくなることが懸念される。

現に、今回合区による選挙が行われた選挙区では、投票率の低下や自県を代表する議員が出せないなどの問題が生じており、合区解消を求める声が大きいものになっている。

我が国が直面する急激な人口減少問題への対応を含め、この国のあり方を考えていく上でも、多様な地方の意見が、国政の中にしっかりと反映されていく必要があることは言うまでもない。

今回の合区による選挙は、あくまで緊急避難措置であり、公職選挙法の附則において、抜本的な見直しが規定されていることから、合区を早急に解消する措置が講じられるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月21日

多 久 市 議 会



衆議院議長	大島 理森 様
参議院議長	伊達 忠一 様
内閣総理大臣	安倍 晋三 様
総務大臣	高市 早苗 様
内閣官房長官	菅 義偉 様

参議院の選挙制度改革において合区の解消及び抜本的な見直しを求める意見書

昨年7月28日に成立した「公職選挙法の一部を改正する法律」は、最終的に「4県2合区を含む10増10減」で成立しました。

この度の参議院選挙では、初めて隣り合う2つの県を一つにすることで、「1票の格差」是正を目的に、鳥取県と島根県、徳島県と高知県が一つの選挙区となる「合区選挙」となり、「徳島・高知」選挙区では面積が本県の1.6倍、人口は約2倍、隣県とはいえ、文化や歴史、風土が異なる2つの県を一つとして行う選挙は投票率の結果からも違和感を抱かざるを得ません。両県の民意に対しどこまで応えられるかが問われました。選挙公示後、全国紙が行った世論調査では合区反対が高知で75%、徳島では76%。投票率は出身候補を欠いた高知県で45.52%と全国ワースト1位、徳島県は46.98%でワースト2位と両県とも過去最低の結果となりました。本県では無効票が前回参議院選挙の1.7倍に増え投票行動にも反対と受け止められる結果となりました。本年7月に開催された全国知事会では「憲法公布以来、参議院は都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。」と指摘。都道府県ごとの意思が国政に届かなくなるとして、早急に解消することなどを目指す決議を採択しました。都道府県を行政単位とするなか、現下においては地方創生を推進している折、合区は県民から政治をなお一層遠い存在にするおそれを含んでおります。

よって下記のとおり要望いたします。

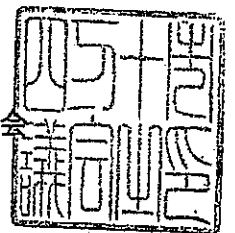
記

1. 次回選挙からは、地方の声が確実に国政に届けられるよう合区選挙区が解消され、各都道府県1名を選ぶ選挙が実施されますよう法的措置を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月23日

四万十市議会



参議院選挙における合区の解消を求める意見書

我が国の都道府県制度は、地域の生活文化に根差し、定着した地方自治の根幹である。

加速度的に進む人口減少と一極集中の是正に向け、我々は地方創生に期待し、地域の存続をかけて懸命に取り組みを始めたところである。

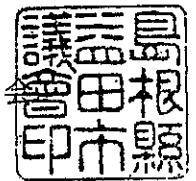
しかし、参議院選挙における選挙区の合区は、地方の住民に「地方の声が国政に届きにくくなり地方切り捨てにつながる」という危惧と「都道府県単位で国政に代表を出せる県と出せない県が生ずる」という新たな不平等をもたらした。

国会及び政府においては、合区を解消し、都道府県を選出区分とする選挙制度の原則を堅持して地方の声が確実に国政に反映できる仕組みを構築するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月23日

益 田 市 議



参議院議員選挙区の合区解消を求める意見書

平成28年7月に行われた参議院議員選挙は、「高知県・徳島県」、「島根県・鳥取県」において、初めての合区選挙が行われた。

人口減少地域における合区は、国会における地方選出議員の減少に直接的につながり、地方と大都市圏との更なる格差拡大を招く危険性を含んでいる。

地方における急激な人口減少・少子高齢化に歯止めをかけ、関東圏域への過度な一極集中を是正するためには、地方創生への積極的取り組みが急務であり、重要課題として位置づけられる。

今後も一票の格差是正の理由で国会議員が国土の一部地域である都市圏選出者に集中するのであれば、広い地域に点在し国土を守っている地方の声が反映しにくく、地方は益々衰退していくことを強く危惧する。

都市圏の賑わいととともに地方の活性化を図らなければ、国としてはいびつな構成、形と言わざるを得ず、人口によって単純に区割りを決定することは、人口の少ない地方の切り捨てにつながり、地方創生に逆行するものである。

ついては、日本の健全な未来・発展のために下記の事項について強く要望するものである。

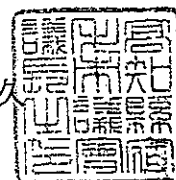
記

- 1 参議院議員選挙区の合区を速やかに解消すること。
- 2 今後の国土保全と地方の創生と活性化を図るため、各都道府県には最低でも「1議席」は確保できるよう、必要な立法措置を速やかに講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 9 月 23 日

宿毛市議会議長 岡崎 利久



衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿

参議院議員選挙制度における合区の解消に関する意見書

日本国憲法が昭和21年11月3日に公布されて以来、今日に至るまでの70年間、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して選挙区を都道府県単位とし、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

しかし、一票の格差を「違憲状態」とする最高裁判所の判例を踏まえた選挙制度改革により、本年7月10日に憲政史上初の合区による選挙が実施された。

本来、行政区域ごとに集約された地域の声は、各県独自の課題であり、隣県といえども相入れないものも存在している。

全国的に人口が減少する中、地方が人口流出に歯止めをかけるために努力を重ねる一方で、単純な人口割のみでの選挙区割り、地方からの選出議員が減少することは明らかであり、結果、地方の声が参議院を通じて国政に反映されにくくなり、さらなる地方と都市部との格差を生むことになると思われる。まさに地方を軽視するものと言わざるを得ない。

現に、今回合区による選挙が行われた選挙区では、投票率の低下や自県を代表する議員が出せないなどの問題が生じており、合区解消を求める声が大きいものになっている。

我が国が直面する急激な人口減少問題への対応を含め、この国のあり方を考えていく上でも、多様な地方の意見が、国政の中にしっかりと反映されていく必要があることは言うまでもない。

今回の合区による選挙は、あくまで緊急避難措置であり、公職選挙法の附則において、抜本的な見直しが規定されていることから、枠組みの見直しや面積要件などの議論をすすめ、少なくとも各県1名の参議院議員を選出できるよう、合区を早急に解消する措置が講じられるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 9月23日

武雄市議

参議院議長 伊達忠一様



参議院議員選挙の合区の解消を求める意見書

平成 28 年 7 月に行われた第 24 回参議院議員通常選挙において、憲政史上初めて行われた合区での選挙は、地方の活性化を図るための地方の意見を国政に反映する機会を失わせる結果をもたらした。

全国的に投票率が横ばいである中、合区とされた「鳥取県及び島根県」選挙区においては、島根県の投票率は持ちこたえたものの、鳥取県は過去最低の投票率を更新し、「徳島県及び高知県」は、両県とも当初から選挙区が広がるがゆえに心配していたとおり、候補者などとの関わりが薄くなり、関心度も投票率に反映され、全国で最も低いレベルの投票率となっている。

これは、「一票の格差」を是正するため、都道府県単位で果たしてきた役割を無視して導入された合区に起因しており、政治が縁遠くなったことによる「民主主義の崩壊」をも意味し、合区解消を求める声が大きなものとなっている。

今一度、国会で、我が国の民主主義において、都道府県が果たしてきた役割を尊重した参議院選挙制度改革の議論を興し、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に反映される仕組みとするべきである。

ついては、多様な地方の意見が国政にしっかり反映される必要があり、将来を見据え、最高裁の判例を踏まえ、憲法改正も視野に入れ、合区による選挙制度を見直し、都道府県単位の代表が国政に参加する仕組みの構築を強く求める。

1. 参議院議員選挙区の合区を速やかに解消すること。
2. 人口減少社会に向かう中で、地方が人口流出に歯止めをかけるために努力を重ねる中、単純な人口割のみでの選挙区割り、さらなる地方と都市部との格差を生むことになると思われる。よって地域の特性や面積要件などを踏まえ、合区によらない制度改革を検討すること。
3. 今後の国土保全、地方創生や地方の活性化を図るため、各都道府県から選挙毎に最低 1 名の参議院議員が選ばれ、これまで以上に地方の声が国政へ届くような制度改革を検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 9 月 23 日

黒潮町議会議員 矢野 昭三



(別紙)

参議院選挙における合区の解消を求める意見書

我が国の都道府県制度は、地域の生活文化に根ざし、定着した地方自治の根幹です。

加速度的に進む人口減少と一極集中の是正に向け、我々は地方創生に期待し、地域の存続をかけて懸命に取り組みを始めたところです。

しかし、参議院選挙における選挙区の合区は、地方の住民の意見が国政に届きにくくなり、地方切捨てにつながるという危惧と都道府県単位で国政に代表を出せる県と出せない県が生ずるという新たな不平等をもたらしました。

国会および政府におかれては、合区を解消し、都道府県を選出区分とする選挙制度の原則を堅持して、地方の声がきちんと国政に反映できる仕組みを構築されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月23日

島根県隠岐郡知夫村議会

議長 向濱 樽幸



〔意見書提出先〕

衆議院議長	大島 理森	殿
参議院議長	伊達 忠一	殿
内閣総理大臣	安倍 晋三	殿
総務大臣	高市 早苗	殿
法務大臣	金田 勝年	殿
内閣官房長官	菅 義偉	殿

参議院議員選挙の合区解消を求める意見書

日本国憲法が昭和 21 年 11 月 3 日に公布されて以来、二院制を採る我が国においては、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方自治体の実情や、歴史的、文化的、地理的条件を考慮しながら地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

7 月に行われた第 24 回参議院議員通常選挙において、憲政史上初めて行われた合区での選挙は、地方の活性化を図るための地方の意見を国政に反映する機会を失わせる結果をもたらした。全国的に投票率が横ばいである中、高知県は過去最低の投票率となり、本村でもこれまでの国政選挙の中で過去最低の 75%という投票率となった。

選挙区において自県を代表する議員が出せないことなど、今まで以上に政治離れ、選挙離れと、合区を起因とした弊害が顕在化しており、合区解消を求める声が大きなものとなっている。

これまで意思形成を図る上で都道府県が果たしてきた役割を考えた時に、都道府県ごとに集約された意思が、参議院を通じて国政に届けられなくなるのは非常に問題である。

今回の合区による選挙は、最高裁の判例を踏まえた緊急措置にとらえ、今一度、国会で我が国の民主主義において、都道府県が果たしてきた役割を尊重した参議院選挙制度改革の議論を興し、将来を見据え、最高裁の判例を踏まえ、憲法改正も視野に入れ、合区による選挙制度を見直し、都道府県単位の代表が国政に参加する仕組みの構築を強く求める。

よって、国におかれては、次の事項につきご留意頂くよう要請する。

1. 参議院議員選挙区の合区を速やかに解消すること。
2. 人口減少社会に向かう中で、地方が人口流出に歯止めをかけるために努力を重ねる中、単純な人口割のみでの選挙区割り、さらなる地方と都市部との格差を生むことになると思われる。よって地域の特性や面積要件などを踏まえ合区によらない制度改革を検討すること。
3. 今後の国土保全、地方創生や地方の活性化を図るため、各都道府県から選挙毎に最低1名の参議院議員が選ばれ、これまで以上に地方の声が国政へ届くような制度改革を検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 9 月 23 日

三原村議会 議長 武内 茂充



参議院議長 伊達 忠一 様

参議院議員選挙制度における合区の解消に関する意見書

日本国憲法が昭和21年11月3日に公布されて以来、今日に至るまでの70年間、二院制を採る我が国において、参議院は一貫してその議員の選挙区を都道府県単位とし、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

しかし、本年7月10日に憲政史上初の合区による選挙が実施された。

本来、行政区域ごとに集約された地域の声は、各県独自の課題であり、隣県といえども相入れないものも存在している。

こうしたことから、合区により、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に反映されなくなることが懸念される。

現に、今回合区による選挙が行われた選挙区では、投票率の低下や自県を代表する議員が出せないなどの問題が生じており、合区解消を求める声が大きいものになっている。

我が国が直面する急激な人口減少問題への対応を含め、この国のあり方を考えていく上でも、多様な地方の意見が、国政の中にしっかりと反映されていく必要があることは言うまでもない。

今回の合区による選挙は、あくまで緊急避難措置であり、公職選挙法の附則において、抜本的な見直しが規定されていることから、合区を早急に解消する措置が講じられるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月23日

伊万里市議会

参議院議長 伊達忠一 殿

参議院選挙における合区の解消を求める意見書

日本国憲法が公布されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を届ける役割を果たしてきた。

こうした中、先の第24回参議院議員通常選挙では、一票の格差是正の名のもとに、「鳥取県及び島根県」並びに「徳島県及び高知県」の各選挙区が合区とされ、都道府県ごとに集約された地方の意見を、参議院を通じて国政に届けられなくなるという結果をもたらしたことは、非常に大きな問題である。

また、投票率の低下や自県を代表する議員が出せないなど、合区を起因とした弊害が顕在化しており、地方の住民に、地方の声が国政に届きにくくなり地方切り捨てにつながるという危惧をもたらしている。

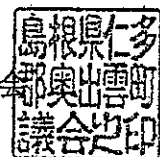
地方創生・人口減少問題など我が国が直面する課題を乗り越え、この国のあり方を考えていく上でも、参議院の選挙制度は、多様な地方の意見が国政にしっかりと反映される仕組みとすべきである。

今回の合区による選挙は、あくまで緊急避難措置であり、公職選挙法の附則において平成31年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、抜本的な見直しが規定され参加することができる選挙制度を構築されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月23日

島根県奥出雲町議会



参議院議長 伊達忠一様

意見書第3号

参議院議員選挙制度における合区の解消に関する意見書

日本国憲法が昭和21年11月3日に公布されて以来、今日に至るまでの70年間、二院制を採る我が国において、参議院は一貫してその議員の選挙区を都道府県単位とし、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

しかし、本年7月10日に憲政史上初の合区による選挙が実施された。

本来、行政区域ごとに集約された地域の声は、各県独自の課題であり、隣県といえども相容れないものも存在している。

こうしたことから、合区により、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に反映されなくなることが懸念される。

現に、今回合区による選挙が行われた選挙区では、投票率の低下や自県を代表する議員が出せないなどの問題が生じており、合区解消を求める声が大きいものになっている。

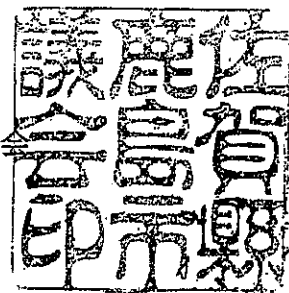
我が国が直面する急激な人口減少問題への対応を含め、この国のあり方を考えていく上でも、多様な地方の意見が、国政の中にしっかりと反映されていく必要があることは言うまでもない。

今回の合区による選挙は、あくまで緊急避難措置であり、公職選挙法の附則において、抜本的な見直しが規定されていることから、合区を早急に解消する措置が講じられるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月23日

佐賀県鹿島市議



参議院議長 伊達 忠一 様

国政選挙における選挙区定数等の見直しに関する意見書

最高裁の「違憲状態」との判決を受け、参議院選挙における一票の格差是正のため、鳥取県と島根県、徳島県と高知県で合区、本県をはじめ宮城県、長野県は定員半減、北海道、東京都、愛知県、兵庫県、福岡県の定数を増員する、いわゆる10増10減の定数見直しが行われ、7月には、見直し後初めて選挙が実施された。また、衆議院選挙に関しても定数の10削減と併せて一票の格差も是正するため、小選挙区0増6減、比例代表0増4減を先行して実施することとなっており、本県が属する北陸信越ブロックは1議席減となる。

一票の格差是正を否定するものではないが、地方創生が叫ばれる中で、人口が少ない県の合区や数合わせのための定員削減などは、小手先の格差是正措置でしかなく、根本的な問題解決とならないばかりか、地域の代表である国会議員がいなくなるという弊害が大きな問題となっている。

このたびの参議院選挙結果では、本県の候補者が最少得票数の当選者である山梨県の候補者の約3.2倍の55万8,150票も獲得しながら、全国最多得票数での落選者となっており、同じく減員された長野県の候補者も本県に続き、全国2位の得票数を獲得しながら落選者となっている。加えて、本県と比して面積でも人口でも約3分の1の福井県が、山梨県に続いて2番目に少ない得票数で当選者を輩出しており、10増10減し、合区も導入して一票の格差を縮小したものの、依然として選挙区によって大きな開きがあることが証明されている。合区については、都道府県ごとの民意が国政に届かなくなることから、解消を求める声が出ていること、さらには、憲法を改正して参議院議員を都道府県ごとの代表に位置づけるなど大幅な制度の見直しが必要だという声もあり、それらを踏まえた対応が求められている。

よって国会並びに政府におかれては、その場しのぎの改革ではなく、地方公共団体や国民の声を聞きながら十分な議論を行い、衆参両議院のあり方を含め抜本的な選挙制度改革を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月26日

新潟県議会議長 早 川 吉 秀

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 様
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 様
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
総 務 大 臣	高 市 早 苗 様

参議院選挙における合区の解消を求める意見書

我が国の都道府県制度は、地域の生活文化に根ざし、定着した地方自治の根幹です。

加速的に進む人口減少と一極集中の是正に向け、我々は地方創生に期待し、地域の存続をかけて懸命に取り組みを始めたところです。

しかし、参議院選挙における選挙区の合区は、地方住民に地方の声が国政に届きにくくなり、地方切捨てにつながるという危惧と都道府県単位で、国政に代表を出せる県と出せない県が生ずるという新たな不平等をもたらしました。

国会および政府におかれては、合区を解消し、都道府県を選挙区分とする選挙制度の原則を堅持して、地方の声がきちんと国政に反映できる仕組みを構築されるよう、国会および政府に強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月27日

島根県津和野町議会



参議院議長 伊達 忠一 殿

参議院選挙における合区の解消を求める意見書

我が国の都道府県制度は、地域の生活文化に根ざし、定着した地方自治の根幹です。

加速度的に進む人口減少と一極集中の是正に向け、我々は地方創生に期待し、地域の存続をかけて懸命に取り組みを始めたところです。

しかし、参議院選挙における選挙区の合区は、地方の住民に、地方の声が国政に届きにくくなり地方切り捨てにつながるという危惧と、国政に都道府県単位での代表を出せる県と出せない県が生ずるという新たな不平等をもたらしました。

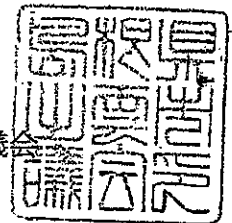
国会および政府におかれては、合区を解消し、都道府県を選出区分とする選挙制度の原則を堅持して地方の声がきちんと国政に反映できる仕組みを構築されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年(2016)9月27日

参議院議長 伊 達 忠 一 殿

島根県出雲市議会



参議院選挙制度の合区の見直しを求める意見書

この度の参議院議員通常選挙では憲政史上初めて合区での選挙が行われ、地方の活性化を図るために当事者である地方から、国権の最高機関であり良識の府である参議院に代表を送ることができないという結果をもたらした。対象となった選挙区でも過去最低の投票率や多数の無効投票が出るなど当該県民の失望と選挙制度への不信感が高まっている。

現在、人口減少をはじめ様々な問題を抱える「地方」が、懸命に取り組む「地方創生」にも逆行するものである。国政において意思形成を図る上で、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられることが、「地方創生にふさわしい仕組みづくり」と「国民全体の利益」につながるものとする。

人口が少ないという理由だけで、戦後一貫して続いてきた都道府県単位の様々な意見集約を図るシステムを壊し、経済力も財政力も弱い地域を切り捨てるようなことがあってはならない。

よって、国会におかれては、合区による参議院選挙制度を抜本的に見直し、都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを構築されることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

鳥取県境港市議会
議長 岡 空 研 二

参議院議長
伊 達 忠 一 殿

選挙制度改革における合区の解消を求める意見書

選挙区定数を10増10減した改正公職選挙法に基づく参議院選挙の投票が、本年7月10日に高知・徳島と鳥取・島根の2合区で行われました。

この合区による参議院選挙については、当該地域の自然環境や文化・歴史さらに県民性の違いなどが危惧されながらも、憲法第14条「すべての国民は法の下に平等である」と第43条「両議院は全国民を代表する選挙された議員で組織する」に基づく選挙制度の現状との整合性、いわゆる「一票の格差論議」による選挙制度改革のもと、今回の2合区による参議院選挙が挙行されたところです。

しかしながら当初から心配していたとおり、2県を跨ぐ選挙であるがゆえに候補者などとの関わり合いが薄く関心度についても低いことから、結果として投票率も低調という結果となりました。

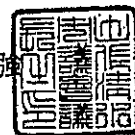
また、自分が居住している県から代表を出せなくなり、地方の声が国政に届きにくくなるという不安の声も強くなっています。

よって、選挙制度改革における合区を速やかに解消し、参議院議員については都道府県の代表的な位置づけとすることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月28日

土佐清水市議会議員 仲田 強



内閣総理大臣	安倍 晋三 殿
衆議院議長	大島 理森 殿
参議院議長	伊達 忠一 殿
総務大臣	高市 早苗 殿

(別紙)

参議院選挙における合区の解消を求める意見書

日本国憲法が公布されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を届ける役割を果たしてきた。

こうした中、先の第24回参議院議員通常選挙では「鳥取県及び島根県」並びに「徳島県及び高知県」の各選挙区が合区とされ、都道府県ごとに集約された地方の意見を、参議院を通じて国政に届けられなくなるという結果をもたらしたことは、非常に大きな問題である。

また、投票率の低下や自県を代表する議員が出せないなど、合区を起因とした弊害が顕在化しており、地方の住民に、地方の声が国政に届きにくくなり地方切り捨てにつながるといふ危惧をもたらしている。

地方創生・人口減少問題など我が国が直面する課題を乗り越え、この国のあり方を考えていく上でも、参議院の選挙制度は、多様な地方の意見が国政にしっかりと反映される仕組みとすべきである。

今回の合区による選挙は、あくまで緊急避難措置であり、公職選挙法の附則において平成31年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、抜本的な見直しが規定されていることを踏まえ、合区を早急に解消し、都道府県単位で選出された代表が国政に参加することができる選挙制度を構築されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年9月28日

島根県議会

参議院議長 伊達 忠一 様

参議院選挙における合区の解消を求める意見書

我が国の地方制度は基礎的な地方公共団体である市町村と、市町村を包括する広域の地方公共団体である都道府県の二段階制となっている。

市町村は合併等によりその名称や形が変化してきたが、現在の都道府県の範囲は、明治23年に制定された府県制以降現在に至っていることから、我が国の国民は、日本国民であると同時に各都道府県民であるという意識が非常に強いものとなっている。

参議院は、都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきたが、去る7月10日に憲政史上初の合区による選挙が実施され、都道府県を代表する議員を出せない県が生じており、該当する県民の失望と選挙制度への不信感は高まっている。

我が国が直面する急激な人口減少問題を初め、多くの問題が潜在している地方の多様な意見が国政の場に届かない状態は非常に問題である。

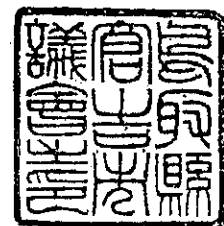
国政における意思形成を図る上で都道府県が果たしてきた役割を考えたときに、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられることが国民全体の利益につながると考える。

よって、本市議会は、国に対し、可及的速やかに合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを構築されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月29日

鳥取県倉吉市議会



参議院議長

伊達 忠一 様

参議院選挙の合区の解消及び参議院選挙制度の抜本的見直しを求める意見書

最高裁判所が違憲状態とした、参議院における一票の格差是正に向けた改正公職選挙法が成立し、本年7月10日、戦後初めて「島根県と鳥取県」「徳島県と高知県」の合区による参議院選挙が実施された。

合区による一票の格差是正は、違憲状態を暫定的に解消するためのものであり、参議院の在り方そのものに対する視点が欠落しており、また地方創生の時代にあつて地方を軽視するものと言わざるを得ない。

都市部への人口集中と地方の過疎化が今後ますます懸念される中、合区による一票の格差是正を続けることは、地方の衰退と更なる地域の格差を生み出すことに繋がる。

国に於いては、人口の少ない県の代表者が確実に参議院議員に選出されるような参議院の在り方を含めた抜本的見直しを行うよう、下記のとおり強く求める。

記

- 1 参議院選挙での島根・鳥取、徳島・高知の2合区を解消すること。
- 2 参議院と衆議院のそれぞれの役割を明確にし、参議院議員については都道府県代表的な位置づけとすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月29日

島根県海士町議会



参議院議長 伊達忠一 殿

参議院選挙における合区の解消を求める意見書

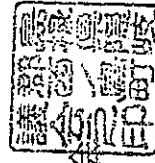
我が国の都道府県制度は、地域の生活文化に根ざし、定着した地方自治の根幹です。加速度的に進む人口減少と一極集中の是正に向け、我々は地方創生に期待し、地域の存続をかけて懸命に取り組みを始めたところです。

しかし、参議院選挙における選挙区の合区は、地方の住民の意見が国政に届きにくくなり、地方切捨てにつながるという危惧と都道府県単位で国政に代表を出せる県と出せない県が生ずるという新たな不平等をもたしました。

国会および政府におかれては、合区を解消し、都道府県を選出区分とする選挙制度の原則を堅持して、地方の声がきちんと国政に反映できる仕組みを構築されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月30日



島根県隠岐郡西ノ島町議会

〔意見書提出先〕

衆議院議長	大島	理森	殿	総務大臣	高市	早苗	殿
参議院議長	伊達	忠一	殿	法務大臣	金田	勝年	殿
内閣総理大臣	安倍	晋三	殿	内閣官房長官	菅	義偉	殿

参議院選挙における合区の解消を求める意見書

我が国の都道府県制度は、地域の生活文化に根ざし、定着した地方の自治の根幹です。

加速度的に進む人口減少と一極集中の是正に向け、我々は地方創生に期待し、地域の存続をかけて懸命に取り組みを始めたところです。

しかし、参議院選挙における選挙区の合区は、地方の住民に、地方の声が国政に届きにくくなり地方切り捨てにつながるという危惧と都道府県単位で国政に代表を出せる県と出せない県が生ずるという新たな不平等をもたらしました。

国会及び政府におかれては、合区を解消し、都道府県を選出区分とする選挙制度の原則を堅持し、地方の声がきちんと国政に反映できる仕組みを構築されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 9月30日

島根県隠岐郡隠岐の島町議会



参議院選挙における合区の解消を求める意見書

我が国の都道府県制度は、地域の生活文化に根ざし、定着した地方自治の根幹です。

加速度的に進む人口減少と一極集中の是正に向け、我々は地方創生に期待し、地域の存続をかけて懸命に取り組みを始めたところです。

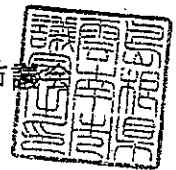
しかし、参議院選挙における選挙区の合区は、地方の住民に、地方の声が国政に届きにくくなり地方切捨てにつながるという危惧と都道府県単位で国政に代表を出せる県と出せない県が生ずるという新たな不平等をもたらしました。

国会および政府におかれては、合区を解消し、都道府県を選出区分とする選挙制度の原則を堅持して地方の声がきちんと国政に反映できる仕組みを構築されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年9月30日

島根県雲南市議会



参議院議員選挙制度における合区の解消に関する意見書

日本国憲法が昭和21年11月3日に公布されて以来、今日に至るまでの70年間、二院制を採る我が国において、参議院は一貫してその議員の選挙区を都道府県単位とし、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

しかし、本年7月10日に憲政史上初の合区による選挙が実施された。

本来、行政区域ごとに集約された地域の声は、各県独自の課題であり、隣県といえども相入れないものも存在している。

こうしたことから、合区により、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に反映されなくなることが懸念される。

現に、今回合区による選挙が行われた選挙区では、投票率の低下や自県を代表する議員が出せないなどの問題が生じており、合区解消を求める声が大きいものになっている。

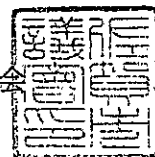
我が国が直面する急激な人口減少問題への対応を含め、この国のあり方を考えていく上でも、多様な地方の意見が、国政の中にしっかりと反映されていく必要があることは言うまでもない。

今回の合区による選挙は、あくまで緊急避難措置であり、公職選挙法の附則において、抜本的な見直しが規定されていることから、合区を早急に解消する措置が講じられるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月30日

佐賀県佐賀市議会



参議院議長 伊達 忠一 殿

参議院選挙における合区の解消を求める意見書

我が国の地方制度は基礎的な地方公共団体である市町村と、市町村を包括する広域の地方公共団体である都道府県の二段階制となっている。

市町村は合併等によりその名称や形が変化してきたが、現在の都道府県の範囲は、明治23年に制定された府県制以降現在に至っていることから、我が国の国民は、日本国民であると同時に各都道府県民であるという意識が非常に強いものとなっている。

参議院は、都道府県単位の選挙区で議員を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきたが、参議院選挙の1票の格差を是正するため、公職選挙法が改正され、去る7月10日に合区による選挙が実施されたことにより、都道府県を代表する議員を出せない県が生じることとなり、該当する県民の失望と選挙制度への不信任は高まっている。

我が国が直面する急激な人口減少問題を初め、多くの問題が潜在している地方の多様な意見が国政の場に届きにくい状態は非常に問題であり、また、国政における意思形成を図る上で都道府県が果たしてきた役割を考えたときに、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられ、しっかりと反映される必要がある。

よって、国会におかれては、次の参議院の通常選挙に向けて合区を解消し、都道府県単位の選挙区から選出された議員が国政に参加する仕組みを構築されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月3日

米 子 市 議 会

参議院議長 伊 達 忠 一 殿

参議院選挙制度改革に対する意見書

第24回参議院議員通常選挙において、憲政史上初の合区による選挙が実施されたが、合区された「鳥取・島根」、「徳島・高知」では、有権者に候補者の政策も人柄も伝わらない、地方の声は国政にどう響くのかとの不安から、合区解消の声が一段と大きくなっている。

我が国の地方自治制は、明治11年の「郡区町村編成法」の制定にはじまり、今日まで、都道府県を行政区割りとし、選挙制度も同様の区割りを基本としてきたところである。

また、我が国が直面する急激な人口減少・格差問題、国土保全等については、多様な地方の意見が、国政の中で、しっかりと反映される必要がある。

このため、参議院議員選挙制度改革に当たっては、都道府県を基本として、一票の格差に固執することなく国土保全等の要素を加えるなど、日本の現状を踏まえた議論を望むものである。

今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として、公職選挙法の附則において、抜本的な見直しが規定されていることもあり、合区を早急に解消させる対応が図られるよう望むものである。

よって、政府及び国会に対し、下記事項について強く要望する。

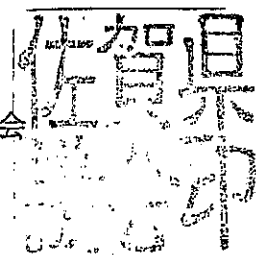
記

- 1 参議院議員選挙区の合区を解消し、各都道府県単位の制度に改めること。
- 2 一票の格差に対する最高裁の判例を踏まえ、選挙制度の抜本的改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月3日

佐賀県議会



内閣総理大臣	安倍	晋三	様
衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	伊達	忠一	様
総務大臣	高市	早苗	様
内閣官房長官	菅	義偉	様

参議院選挙における合区の解消を求める意見書

我が国の都道府県制度は、地域の生活文化に根ざし、定着した地方自治の根幹である。

加速度的に進む人口減少と一極集中の是正に向け、我々は地方創生に期待し、地域の存続をかけて懸命に取り組みを始めたところである。

しかし、参議院選挙における選挙区の合区は、地方の住民に、地方の声が国政に届きにくくなり地方切捨てにつながるという危惧と、都道府県単位で国政に代表を出せる県と出せない県が生ずるという新たな不平等をもたらした。

国会および政府におかれては、合区を解消し、都道府県を選出区分とする選挙制度の原則を堅持して地方の声がきちんと国政に反映できる仕組みを構築されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月3日

松江市議会

参議院議長

伊達 忠一 様

参議院議員選挙制度における合区の解消に関する意見書

日本国憲法が昭和21年11月3日に公布されて以来、今日に至るまでの70年間、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

しかし、一票の格差を「違憲状態」とする最高裁判所の判例を踏まえた選挙制度改革により、去る7月10日に県をまたいでの合区による選挙が実施された。

県ごとに集約された地域の声は、各県独自の問題を抱えており、隣県といえども相容れない課題も存在している。

また、地方が、都市部への人口流失に歯止めをかけるために努力を重ねている一方で、単純な人口割のみでの選挙区割は、地方からの選出議員が減少することは明らかであり、その事により多様な地方の意見が参議院を通じて国政に反映されにくくなると予想される。その結果、さらに地方と都市部の格差を生むことになると思われ、今回の合区は地方を軽視した制度と言わざるを得ない。

現に、今回合区による選挙が行われた選挙区においては、投票率の低下や自県を代表する議員が出せないなどの問題から、合区解消を求める声が大きいものになっている。

我が国が直面する急激な人口減少問題への対応も含め、この国のあり方を考えていく上でも、多様な地方の意見が、国政の中にしっかりと反映されていく必要があることは言うまでもない。

今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として、公職選挙法の附則において、抜本的な見直しが規定されていることから、枠組みの見直しや面積要件などの議論を進め、合区を早急に解消する措置が講じられるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月3日

佐賀県嬉野市議会

内閣総理大臣	安倍 晋三 様
衆議院議長	大島 理森 様
参議院議長	伊達 忠一 様
総務大臣	高市 早苗 様
内閣官房長官	菅 義偉 様

参議院選挙制度の抜本的な見直しを求める意見書

最高裁判所が違憲状態とした参議院議員選挙における「一票の較差」を是正するため、人口の少ない県単位の選挙区を合区する内容を含む改正公職選挙法が昨年7月28日に成立し、去る7月10日に初めて合区による選挙が実施された。

参議院は、その発足当初から「地方代表」としての性格を有しており、従来から都道府県を単位とした選挙区選挙が行われてきており、このことは、各地域によって状況や課題が異なることから、それぞれの地域事情を都道府県ごとに国会の議論に反映させることが国民全体の利益につながるという趣旨であると理解している。

しかしながら、今回合区が行われた、鳥取・島根、徳島・高知においては、投票率の低下や選挙区において自県を代表する議員が出せなくなる県の出現など、合区による弊害が顕在化し、合区の解消を求める声が大きくなっている。

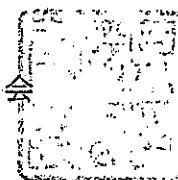
もとより、「一票の較差」の是正は重要な問題ではあるが、このことを理由として、人口のみにより単純に区割りを決定すれば、各県で集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなり、「地方創生」の流れにも反することになる。さらには、大都市への人口集中に歯止めがかからない現状では、合区の解消どころか、他の選挙区にも合区が波及する可能性がある。

よって、国においては、今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として、改正公職選挙法の附則第7条において、「選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得る」と明記されていることから、その検討に当たっては、これまで都道府県が民主政治の単位として機能していたという実相を踏まえ、選挙区において、少なくとも各県1名の代表が国政に参加することが可能な選挙制度となるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月6日

愛媛県議会



参議院議長
伊達忠一様

参議院選挙における合区の解消を求める意見書

我が国の都道府県制度は、地域の生活文化に根ざし、定着した地方自治の根幹です。

加速度的に進む人口減少と一極集中の是正に向け、我々は地方創生に期待し、地域の存続をかけて懸命に取り組を始めたところです。

しかし、参議院選挙における選挙区の合区は、地方の住民に、地方の声が国政に届きにくくなり地方切捨てにつながるという危惧と都道府県単位で国政に代表を出せる県と出せない県が生ずるという新たな不平等をもたらしました。

国会及び政府におかれては、合区を解消し、都道府県を選出区分とする選挙制度の原則を堅持して地方の声がきちんと国政に反映できる仕組みを構築されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成28年10月7日

浜 田 市 議



参議院議長 伊 達 忠 一 殿

参議院選挙における合区の解消を求める意見書

日本国憲法が昭和21年11月3日に公布されて以来、今日に至るまでの70年間、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

こうした中、7月の第24回参議院議員通常選挙で憲政史上初めて行われた合区による選挙では、鳥取県は、全国で唯一県の代表を出すことができず、地方の意見を国政に届けられなくなるという結果をもたらしたことは非常に大きな問題である。

また、投票率の低下や自県を代表する議員が出せない選挙区において無効票が増加するなど、合区を起因とした弊害が顕在化し、合区解消を求める声が大きなものとなっている。

選挙制度において一票の格差の是正は重要な課題ではあるが、このことを理由として人口のみにより単純に区割りを決定するということは、正に地方創生に逆行するものである。

我が国が直面する急激な人口減少問題をはじめ、この国のあり方を考えていく上でも、参議院の選挙制度は、多様な地方の意見が、国政の中で、しっかりと反映される仕組みとすべきである。

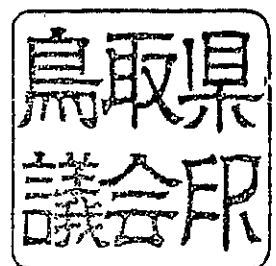
今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として行われたものではあるが、この措置は4県にとどまるものではなく、今後全国に広がっていく可能性もある。

ついては、公職選挙法の附則に抜本的な見直しが規定されていることから、幅広い国民世論を背景として、合区を早急に解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能となる選挙制度を構築されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月12日

鳥 取 県 議 会



参議院議長 伊 達 忠 一 様

参議院議員選挙制度における合区の解消に関する意見書

日本国憲法が昭和21年11月3日に公布されて以来、今日に至るまでの70年間、二院制を採る我が国において、参議院は一貫してその議員の選挙区を都道府県単位とし、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

しかし、本年7月10日に憲政史上初の合区による選挙が実施された。

本来、行政区域ごとに集約された地域の声は、各県独自の課題であり、隣県といえども相入れないものも存在している。

こうしたことから、合区により、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に反映されなくなることは、大きな問題である。

また、今回合区による選挙が行われた選挙区では、投票率の低下や自県を代表する議員が出せないなどの問題が生じている。

我が国が直面する急激な人口減少問題への対応を含め、この国のあり方を考えていく上でも、多様な地方の意見が、国政の中にしっかりと反映されていく必要があることは言うまでもない。

今回の合区による選挙は、あくまで緊急避難措置であり、公職選挙法の附則において、抜本的な見直しが規定されていることから、早急に課題解消に向けた措置が講じられるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月13日

佐賀県唐津市議会

衆	議	院	議	長	大	島	理	森	様	
参	議	院	議	長	伊	達	忠	一	様	
内	閣	総	理	大	臣	安	倍	晋	三	様
総	務	大	臣	高	市	早	苗	様		
内	閣	官	房	長	官	菅	義	偉	様	

参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書

第24回参議院議員通常選挙は、高知県と徳島県、島根県と鳥取県は憲政史上初の合区での選挙となったが、各県から「地域代表」を選出できない合区の問題点が浮き彫りになった。

高知県の投票率は過去最低の45.52%で全国最低となり、うち6.14%の17,569票が「合区反対」などと書かれた無効票であった。

また、18歳選挙権が導入されて初めての国政選挙であったが、高知県では18歳が35.29%、19歳が26.58%の投票率でいずれも全国最低であった。合区となり、県内在住の候補がいなかったことも一因と考えられる。

参院の一票の格差是正とはいえ、合区制度は、県の歴史、文化、県民性などを無視したものである。

人口を基準に議員定数を決定するのであれば、今後人口減少が続く地方を中心に合区が広がることは明らかで、地方選出国會議員は減少し、地域の民意は国政に届かず切り捨てられ、都市部への一極集中は進むばかりである。

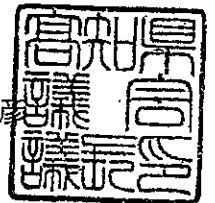
参院の選挙制度は、歴史、文化、自治体のあり方などを踏まえた上で制度設計されるべきである。

都道府県が、歴史的にも文化的にも政治的にも意義と実態を有している中で、国におかれては、二院制における参院のあり方、役割を踏まえ、参院の選挙制度については、都道府県から少なくとも1名が選出されることを前提として、検討を行い、合区の解消を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月19日

高知県議会議長 武石利彦



参議院議長 伊達忠一様

参議院選挙における合区の解消と憲法についての
国民的議論の喚起を求める意見書

二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

しかし、去る7月10日に、徳島・高知、鳥取・島根において憲政史上初の合区による選挙が実施され、都道府県別の投票率は、高知県で最下位、徳島県がその次に低く、両県ともに過去最低を更新する結果となった。投票率の低下や選挙区において自県を代表する議員が出せないことなど、合区を起因とした弊害が顕在化しており、合区解消を求める声が大きなものとなっている。

我が国が直面する急激な人口減少問題をはじめ、この国の在り方を考えていく上でも、多様な地方の意見を、国政の中でしっかりと反映させる必要がある。

こうしたことから、次の参議院選挙に向け、合区を解消する短期的な対応が求められるところであるが、抜本的な解決には、参議院の在り方について、都道府県の代表としての役割を憲法に規定するなど、衆議院と差別化を図る議論を行う必要がある。

また、国、地方を通じた最重要課題である地方創生や地方分権の推進に向け、挙国一致での取組が不可欠な現在、現行憲法の地方自治に関する規定は、わずか4条しかなく、地方自治の基本原則とされる地方自治の本旨についても、表現が抽象的で分かりにくく、地方自治の侵害を防ぐための基準として不十分であるとの指摘があることなどから、憲法改正について、主権者である国民において幅広く議論されるべきである。

日本国憲法は昭和21年11月3日に公布されて以来、今日に至るまでの70年間、一度も改正されていない。この間、我が国の人口は増加から減少へと転じ、地球規模での環境問題、各地で頻発する大規模災害、さらに、日本を取り巻く外交安全保障情勢の変化など、現行憲法は様々な面で現実との間に乖離や矛盾を生んでいる。

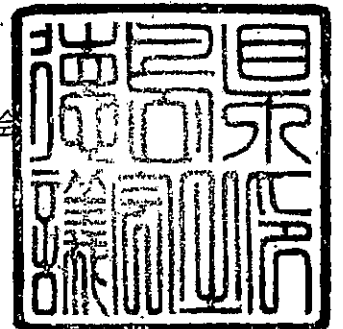
よって、国においては、平成31年の次期参議院選挙までに合区の解消を行うとともに、様々な課題について抜本的な解決を図るため、新しい時代にふさわしい国家の在り方を構想し、憲法についての国民的議論の喚起と合意形成を行うよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月24日

徳島県議会

参議院議長 伊達忠一 殿



参議院選挙における合区の解消に関する特別決議

去る7月10日、憲政史上初の合区による参議院選挙が実施されたが、広範囲にわたる選挙活動の困難さ、有権者が直接候補者の政見に接する機会の減少や投票率の低下など、多くの問題点が明らかとなった。

今、地方は急激な人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正するため、地方創生に本格的に取り組んでいるところである。

この地方創生を実現し、地方の活性化を図るためには、当事者である地方の意見が国において最大限に活かされることが極めて重要であり、人口によって単純に区割りを決定する合区は、人口の少ない地方の切り捨てにつながり、地方創生にも逆行するものである。

今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として、公職選挙法の附則において、次回の参議院選挙に向け、抜本的な見直しが規定されている。

よって、今後の参議院選挙制度の抜本的な見直しにあたっては、国と地方が一層連携を強め、地方創生を推進していくためにも、単に人口の多寡にかかわらず、地方の意見を十分国政に反映できる地方創生にふさわしい仕組みを構築すべきであり、早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度とされるよう、強く要請する。

以上、特別決議する。

平成28年11月9日

第60回町村議会議長全国大会

参議院の合区の早期解消に関する特別決議

去る7月10日、憲政史上初めて合区による参議院選挙が実施された。

合区については、地域が抱えている課題など様々な情報が国会に届かない恐れがあるなど多くの懸念があったところであるが、実際に行われた選挙では、広範囲における選挙活動の困難さ、有権者が直接候補者の政見に接する機会の減少、合区された選挙区では投票率が過去最低を記録するなど、あらためて多くの問題点が明らかとなった。

都道府県制度は、歴史的・文化的にも、また政治的・社会的にも広く国民に定着しており、都道府県単位で地方の代表を選出するという参議院選挙の仕組みも、広く国民に定着しているものである。

今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置であり、公職選挙法の附則においては、次回の参議院選挙に向け、抜本的な見直しをすることが規定されている。

合区の弊害は明らかであり、地方創生にも大きく逆行するものである。都道府県を単位として地域の事情や声を直接国政に反映させる現在の仕組みが広く国民の中に浸透していることを十分考慮し、早急に合区を解消することを強く求めるものである。

平成28年11月16日

全国町村長大会

参議院選挙制度改革に関する決議

二院制を採る我が国において、参議院では、憲法制定以来、都道府県を単位として代表が選出され、地方の声が国政に反映されてきた。

現在の我が国において、急激な人口減少に歯止めをかけ、大都市圏への過度な一極集中を是正する地方創生への取組は喫緊の課題となっており、地方の活性化を図るためには、全国各地域の声を、国政に直截的かつ確実に反映させることが重要である。

去る7月10日、「一票の格差」を是正するとして、人口が少ない選挙区を統合した合区による憲政史上初の選挙が実施されたが、投票率について前回と比較すると、全国平均が2%伸びている中で、合区が実施された4県の合計では2%の減少となっており、国政への関心の低下が懸念される。

また、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなることは、人口減少問題の解消等に係る政策の推進に当たり、全国各地域の実情を踏まえた政策の実施・展開に支障となる可能性も否定できない。

今回の合区による参議院選挙は、公職選挙法の附則に基づく抜本的な見直しが行われるまでの間のものとされており、速やかに合区を解消し、地方の多様な意見を確実に国政に反映することのできる地方創生にふさわしい仕組みを構築することを強く求める。

以上決議する。

平成28年11月17日

全 国 市 長 会

参議院選挙の合区の見直しに関する意見書

第24回参議院議員通常選挙は、憲政史上初めて合区で行われたが、地方の自立・活性化を図るために必要な、地方の意見を国政に反映させる機会と権利を失わせる結果となった。

とくに、投票率が全国的に横ばいの中、合区とされた「高知県及び徳島県」選挙区では両県とも全国で最も低いレベルの投票率となり、人口減少などから危機に瀕した地方の民意を国政に反映させるうえで、深刻な課題を残したと言わざるを得ない。

今回の選挙において、両県民の投票意欲を喪失させた主因は、「一票の格差」の是正のみを目指し、選挙区として都道府県単位で果たしてきた役割を無視した小手先の弥縫策として実施された「合区」の導入にあり、今後、「合区」の継続と拡大は、都市住民の意向が尊重される一方、地方住民の参政意欲を失わせることにつながりかねず、ひいては我が国の民主主義の根幹を揺るがす事態に陥るものである。

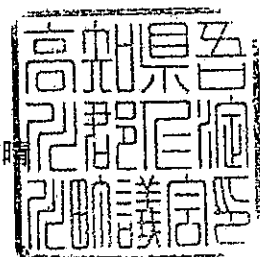
今一度、国会においては、我が国の民主主義における選挙区としての都道府県が果たしてきた役割を尊重した参議院選挙制度改革の議論を興し、参議院の選挙制度を地方の意見も国政に反映される仕組みとすべきである。

ついては、広範な国民世論を背景として、合区による選挙制度を見直し、都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを構築されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月8日

高知県仁淀川町議会議員 西森 常晴



参議院議員選挙の合区の解消を求める意見書

平成 28 年 7 月に行われた第 24 回参議院議員通常選挙において、憲政史上初めて行われた合区での選挙は、地方の活性化を図るための地方の意見を国政に反映する機会を失わせる結果をもたらした。

全国的に投票率が横ばいである中、合区とされた「鳥取県及び島根県」選挙区においては、島根県の投票率は持ちこたえたものの、鳥取県は過去最低の投票率を更新し、「徳島県及び高知県」は、両県とも当初から選挙区が広がるがゆえに心配していたとおり、候補者などとの関わりが薄くなり、関心度も投票率に反映され、全国で最も低いレベルの投票率となっている。

これは、「一票の格差」を是正するため、都道府県単位で果たしてきた役割を無視して導入された合区に起因しており、政治が縁遠くなったことによる「民主主義の崩壊」をも意味し、合区解消を求める声が大きなものとなっている。

今一度、国会で、我が国の民主主義において、都道府県が果たしてきた役割を尊重した参議院選挙制度改革の議論を興し、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に反映される仕組みとするべきである。

ついでには、多様な地方の意見が国政にしっかり反映される必要があり、将来を見据え、最高裁の判例を踏まえ、憲法改正も視野に入れ、合区による選挙制度を見直し、都道府県単位の代表が国政に参加する仕組みの構築を強く求めるため、以下の事項を要望する。

記

- 1 参議院議員選挙区の合区を速やかに解消すること。
- 2 人口減少社会に向かう中で、地方が人口流出に歯止めをかけるために努力を重ねる中、単純な人口割のみでの選挙区割りには、さらなる地方と都市部との格差を生むことになると思われる。よって、地域の特性や面積要件などを踏まえ、合区によらない制度改革を検討すること。
- 3 今後の国土保全、地方創生や地方の活性化を図るため、各

都道府県から選挙ごとに最低１名の参議院議員が選ばれ、
これまで以上に地方の声が国政へ届くような制度改革を検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 12 月 8 日

高知県高岡郡佐川町議会

参議院議長 伊達 忠一 殿

参議院選挙における合区の解消に関する意見書

日本国憲法が公布されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

現在、我が国の多くの地域が直面している過疎・高齢化、人口減少社会を克服し、それぞれの地域において創意工夫に満ちた地方創生への取り組みを進めていく上においても、様々な状況に置かれた各地域の声を直接国政に反映させることのできる仕組みが極めて重要である。

そうした中、去る7月10日に投開票が行われた第24回参議院議員通常選挙において、いわゆる一票の格差の名の下に人口の少ない選挙区を統合する、憲政史上初の合区による選挙が実施された。

我が徳島県及び高知県選挙区においては、広範囲にわたる選挙区における選挙活動の困難さや、有権者が直接候補者の政見に接する機会が減少するなど、民主主義の根幹に関わる幾多の問題点が明らかになるとともに、有権者の投票意欲の減退による投票率の低下が生じ、地方の民意を国政に反映させる上で深刻な課題を残したと言わざるを得ない。

都道府県制度は、これまでの長い歴史を経て、各地域の文化・歴史に根ざし、かつ国民に広く定着した地方自治の根幹である。都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを参議院において堅持することが我が国の民主主義において最も守られるべき原則の一つである。

ついては、広範な国民世論を背景として、合区による選挙制度を見直し、法律のみならず憲法の改正も視野に入れて、都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを速やかに構築されるよう強く要望する。

以上、板野町議会は地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月9日

衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	伊	達	忠	一	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
総務大臣	高	市	早	苗	殿
法務大臣	金	田	勝	年	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿

徳島県板野郡板野町議会

参議院選挙の合区の見直しに関する意見書

第24回参議院議員通常選挙は、憲政史上初めて合区で行われたが、地方の自立・活性化を図るために必要な、地方の意見を国政に反映させる機会と権利を失わせる結果となった。

とくに、投票率が全国的に横ばいの中、合区とされた「高知県及び徳島県」選挙区では両県とも全国で最も低いレベルの投票率となり、人口減少などから危機に瀕した地方の民意を国政に反映させるうえで、深刻な課題を残したと言わざるを得ない。

今回の選挙において、両県民の投票意欲を喪失させた主因は、「一票の格差」の是正のみを目指し、選挙区として都道府県単位で果たしてきた役割を無視した小手先の弥縫策として実施された「合区」の導入にあり、今後、「合区」の継続と拡大は、都市住民の意向が尊重される一方、地方住民の参政意欲を失わせることにつながりかねず、ひいては我が国の民主主義の根幹を揺るがす事態に陥るものである。

今一度、国会においては、我が国の民主主義における選挙区としての都道府県が果たしてきた役割を尊重した参議院選挙制度改革の議論を興し、参議院の選挙制度を地方の意見も国政に反映される仕組みとすべきである。

ついては、広範な国民世論を背景として、合区による選挙制度を見直し、法律のみならず憲法の改正も視野に入れて、都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを構築されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年12月 9日

高知県中土佐町議会

提出先

参議院議長 伊達 忠一 殿

参議院選挙における合区の解消を求める意見書

去る7月10日、憲政史上初の合区による参議院選挙が実施されたが、広範囲にわたる選挙活動の困難さ、有権者が直接候補者の政見に接する機会の減少や投票率の低下など、多くの問題点が明らかとなった。

今、地方は急激な人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正するため、地方創生に本格的に取り組んでいるところである。

この地方創生を実現し、地方の活性化を図るためには、当事者である地方の意見が国において最大限に活かされることが極めて重要であり、人口によって単純に区割りを決定する合区は、人口の少ない地方の切り捨てにつながり、地方創生にも逆行するものである。

今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として、公職選挙法の附則において、次回の参議院選挙に向け、抜本的な見直しが規定されている。

よって、今後の参議院選挙制度の抜本的な見直しにあたっては、国と地方が一層連携を強め、地方創生を推進していくためにも、単に人口の多寡にかかわらず、地方の意見を十分国政に反映できる地方創生にふさわしい仕組みを構築すべきであり、早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度とされるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年12月 9日

佐賀県太良町議会

参 議 院 議 長 伊 達 忠 一 様

参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書

第24回参議院議員通常選挙は、憲政史上初めて合区で行われたが、地方の自立・活性化を図るために必要な、地方の意見を国政に反映させる機会と権利を失わせる結果となった。

とくに、投票率が全国的に横ばいの中、合区とされた「高知県及び徳島県」選挙区では両県とも全国で最も低いレベルの投票率となり、人口減少などから危機に瀕した地方の民意を国政に反映させるうえで、深刻な課題を残したと言わざるを得ない。

今回の選挙において、両県民の投票意欲を喪失させた主因は、「一票の格差」の是正のみを目指し、選挙区として都道府県単位で果たしてきた役割を無視した小手先の弥縫策として実施された「合区」の導入にあり、今後、「合区」の継続と拡大は、都市住民の意向が尊重される一方、地方住民の参政意欲を失わせることにつながりかねず、ひいては我が国の民主主義の根幹を揺るがす事態に陥るものである。

今一度、国会においては、我が国の民主主義における選挙区としての都道府県が果たしてきた役割を尊重した参議院議員選挙制度改革の議論を興し、参議院の選挙制度を地方の意見も国政に反映される仕組みとすべきである。

ついては、広範な国民世論を背景として、合区による選挙制度を見直し、法律のみならず憲法の改正も視野に入れて、都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを構築されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月9日

高知県安田町議会議長

竹内

範



参議院議長 伊達 忠一 様

参議院選挙における合区の解消に関する意見書

日本国憲法が公布されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

現在、我が国の多くの地域が直面している過疎・高齢化、人口減少社会を克服し、それぞれの地域において創意工夫に満ちた地方創生への取り組みを進めていく上においても、様々な状況に置かれた各地域の声を直接国政に反映させることのできる仕組みが極めて重要である。

そうした中、去る7月10日に投開票が行われた第24回参議院議員通常選挙において、いわゆる一票の格差の名の下に人口の少ない選挙区を統合する、憲政史上初の合区による選挙が実施された。

我が徳島県及び高知県選挙区においては、広範囲にわたる選挙区における選挙活動の困難さや、有権者が直接候補者の政見に接する機会が減少するなど、民主主義の根幹に関わる幾多の問題点が明らかになるとともに、有権者の投票意欲の減退による投票率の低下が生じ、地方の民意を国政に反映させる上で深刻な課題を残したと言わざるを得ない。

都道府県制度は、これまでの長い歴史を経て、各地域の文化・歴史に根ざし、かつ国民に広く定着した地方自治の根幹である。都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを参議院において堅持することが我が国の民主主義において最も守られるべき原則の一つである。

ついては、広範な国民世論を背景として、合区による選挙制度を見直し、法律のみならず憲法の改正も視野に入れて、都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを速やかに構築されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月12日

徳島県美波町議会

参議院議長 伊達 忠一 殿

参議院議員選挙の合区の解消を求める意見書

平成28年7月に行われた第24回参議院議員通常選挙において、憲政史上初めて行われた合区での選挙は、地方の活性化を図るための地方の意見を国政に反映する機会を失わせる結果をもたらした。

全国的に投票率が横ばいである中、合区とされた「鳥取県及び島根県」選挙区においては、島根県の投票率は持ちこたえたものの、鳥取県は過去最低の投票率を更新し、「徳島県及び高知県」は、両県とも当初から選挙区が広がるがゆえに心配していたとおり、候補者などとの関わりが薄くなり、関心度も投票率に反映され、全国で最も低いレベルの投票率となっている。

これは、「一票の格差」を是正するため、都道府県単位で果たしてきた役割を無視して導入された合区に起因しており、政治が縁遠くなったことによる「民主主義の崩壊」をも意味し、合区解消を求める声が大きなものとなっている。

今一度、国会で、我が国の民主主義において、都道府県が果たしてきた役割を尊重した参議院選挙制度改革の議論を興し、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に反映される仕組みとするべきである。

については、多様な地方の意見が国政にしっかり反映される必要があり、将来を見据え、最高裁の判例を踏まえ、憲法改正も視野に入れ、合区による選挙制度を見直し、都道府県単位の代表が国政に参加する仕組みの構築を強く求める。

- 1 参議院議員選挙区の合区を速やかに解消すること。
- 2 人口減少社会に向かう中で、地方が人口流出に歯止めをかけるために努力を重ねる中、単純な人口割のみでの選挙区割り、さらなる地方と都市部との格差を生むことになると思われる。よって地域の特性や面積要件などを踏まえ、合区によらない制度改革を検討すること。
- 3 今後の国土保全、地方創生や地方の活性化を図るため、各都道府県から選挙毎に最低1名の参議院議員が選ばれ、これまで以上に地方の声が国政へ届くような制度改革を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年12月13日

高知県高岡郡越知町議会

参議院議長 伊達 忠一 様

参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書

第24回参議院議員通常選挙は、憲政史上初めて合区で行われたが、地方の自立・活性化を図るために必要な、地方の意見を国政に反映させる機会と権利を失わせる結果となった。

とくに、投票率が全国的に横ばいの中、合区とされた「高知県及び徳島県」選挙区では両県とも全国で最も低いレベルの投票率となり、人口減少などから危機に瀕した地方の民意を国政に反映させるうえで、深刻な課題を残したと言わざるを得ない。

今回の選挙において、両県民の投票意欲を喪失させた主因は、「一票の格差」の是正のみを目指し、選挙区として都道府県単位で果たしてきた役割を無視した小手先の弥縫策として実施された「合区」の導入にあり、今後、「合区」の継続と拡大は、都市住民の意向が尊重される一方、地方住民の参政意欲を失わせることにつながりかねず、ひいては我が国の民主主義の根幹を揺るがす事態に陥るものである。

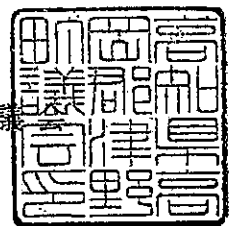
今一度、国会においては、我が国の民主主義における選挙区としての都道府県が果たしてきた役割を尊重した参議院選挙制度改革の議論を興し、参議院の選挙制度を地方の意見も国政に反映される仕組みとすべきである。

については、広範な国民世論を背景とし、単純な人口割のみでの選挙区割りではなく、国土保全や地域の特性、面積要件などを踏まえ、法律のみならず憲法の改正も視野に入れて、都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを構築されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月13日

高知県津野町議



参議院議員選挙制度における合区の解消を求める意見書

日本国憲法が昭和21年11月3日に公布されて以来、今日に至るまでの70年間、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して選挙区を都道府県単位とし、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

しかし、一票の格差を「違憲状態」とする最高裁判所の判例を踏まえた選挙制度改革により、本年7月10日に憲政史上初の合区による選挙が実施された。

本来、行政区域毎に集約された地方の声は、各県独自の課題であり、隣県といえども相入れないものも存在している。

全国的に人口が減少する中、地方が人口流出に歯止めをかけるために努力を重ねる一方で、単純な人口割のみでの選挙区割りには、地方からの選出議員が減少することは明らかであり、結果、地方の声が参議院を通じて国政に反映されにくくなり、さらなる地方と都市部との格差を生むことになると思われる。まさに地方を軽視するものと言わざるを得ない。

現に、今回合区による選挙が行われた選挙区では、投票率の低下や自県を代表する議員が出せないなどの問題が生じており、合区解消を求める声が大きいものになっている。

我が国が直面する急激な人口減少問題への対応を含め、この国のあり方を考えていく上でも、多様な地方の意見が、国政の中にしっかりと反映されていく必要があることは言うまでもない。

今回の合区による選挙は、あくまで緊急避難措置であり、公職選挙法の附則において、抜本的な見直しが規定されていることから、枠組みの見直しや面積要件などの議論をすすめて、少なくとも各県1名の参議院議員を選出できるよう、合区を早急に解消する措置が講じられるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月13日

佐賀県基山町議会

参議院議長 伊 達 忠 一 様

参議院選挙の合区の見直しに関する意見書

第24回参議院議員通常選挙は、憲政史上初めて合区で行われたが、地方の自立・活性化を図るために必要な、地方の意見を国政に反映させる機会と権利を失わせる結果となった。

とくに、投票率が全国的に横ばいの中、合区とされた「高知県及び徳島県」選挙区では両県とも全国で最も低いレベルの投票率となり、人口減少などから危機に瀕した地方の民意を国政に反映させるうえで、深刻な課題を残したと言わざるを得ない。

今回の選挙において、両県民の投票意欲を喪失させた主因は、「一票の格差」の是正のみを目指し、選挙区として都道府県単位で果たしてきた役割を無視した小手先の弥縫策として実施された「合区」の導入にあり、今後、「合区」の継続と拡大は、都市住民の意向が尊重される一方、地方住民の参政意欲を失わせることにつながりかねず、ひいては我が国の民主主義の根幹を揺るがす事態に陥るものである。

今一度、国会においては、我が国の民主主義における選挙区としての都道府県が果たしてきた役割を尊重した参議院選挙制度改革の議論を興し、参議院の選挙制度を地方の意見も国政に反映される仕組みとすべきである。

については、広範な国民世論を背景として、合区による選挙制度を見直し、法律のみならず憲法の改正も視野に入れて、都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを構築されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月13日

高知県大月町議会

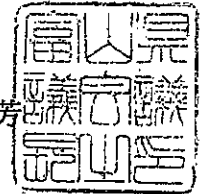
参議院議長 伊達 忠一 殿

平成28年12月13日

参議院議長

伊 達 忠 一 殿

富山県議会議長 大 野 久 芳



参議院選挙における合区の解消を求める意見書

日本国憲法が昭和 21 年 11 月 3 日に公布されて以来、今日に至るまで 70 年間、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を届ける役割を果たしてきた。

去る 7 月 10 日に憲政史上初の合区による選挙が実施されたが、意思形成を図る上での都道府県が果たしてきた役割を考えたときに、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなるのは非常に問題である。

また、投票率の低下や、選挙区において自県を代表する議員が出せないことなど、合区を起因とした弊害が顕在化しており、合区解消を求める声が大きなものとなっている。

もとより、「一票の較差」の是正は重要な問題ではあるが、人口のみにより単純に区割りを決定すれば、歴史的にも文化的にも政治的にも意義と機能を有している各県で集約された民意が参議院を通じて国政に届けられなくなり、「地方創生」の流れにも反することになる。

よって、国会及び政府におかれては、今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として、公職選挙法の附則第 7 条に選挙制度の抜本的な見直しが規定されていることもあり、合区を早急に解消し、都道府県の代表が国政に参加することが可能な選挙制度を構築するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書

去る7月10日、憲政史上初の合区による参議院選挙が実施されたが、広範囲にわたる選挙活動の困難さ、有権者が直接候補者の政見に接する機会の減少や投票率の低下など、多くの問題点が明らかとなった。

今、地方は急激な人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正するため、地方創生に本格的に取り組んでいるところである。

この地方創生を実現し、地方の活性化を図るためには、当事者である地方の意見が国において最大限に活かされることが極めて重要であり、人口によって単純に区割りを決定する合区は、人口の少ない地方の切り捨てにつながり、地方創生にも逆行するものである。

今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として、公職選挙法の附則において、次回の参議院選挙に向け、抜本的な見直しが規定されている。

よって、今後の参議院選挙制度の抜本的な見直しにあたっては、国と地方が一層連携を強め、地方創生を推進していくためにも、単に人口の多寡にかかわらず、地方の意見を十分国政に反映できる地方創生にふさわしい仕組みを構築すべきであり、早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度とされるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年12月13日

高知県土佐町議会

参議院議長 伊達 忠一 様

参議院選挙の合区の見直しに関する意見書

第24回参議院議員通常選挙は、憲政史上初めて合区で行われたが、地方の自立・活性化を図るために必要な、地方の意見を国政に反映させる機会と権利を失わせる結果となった。

とくに、投票率が全国的に横ばいの中、合区とされた「高知県及び徳島県」選挙区では両県とも全国で最も低いレベルの投票率となり、人口減少などから危機に瀕した地方の民意を国政に反映させるうえで、深刻な課題を残したと言わざるを得ない。

今回の選挙において、両県民の投票意欲を喪失させた主因は、「一票の格差」の是正のみを目指し、選挙区として都道府県単位で果たしてきた役割を無視した小手先の弥縫策として実施された「合区」の導入にあり、今後、「合区」の継続と拡大は、都市住民の意向が尊重される一方、地方住民の参政意欲を失わせることにつながりかねず、ひいては我が国の民主主義の根幹を揺るがす事態に陥るものである。

今一度、国会においては、我が国の民主主義における選挙区としての都道府県が果たしてきた役割を尊重した参議院選挙制度改革の議論を興し、参議院の選挙制度を地方の意見も国政に反映される仕組みとすべきである。

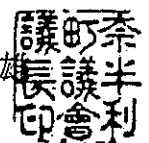
については、広範な国民世論を背景として、合区による選挙制度を見直し、法律のみならず憲法の改正も視野に入れて、都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを構築されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月14日

奈半利町議会議長

安岡 規雄



内閣総理大臣 様
総務大臣 様
衆議院議長 様
参議院議長 様

参議院選挙における合区の解消を求める意見書

去る7月10日、憲政史上初の合区による参議院選挙が実施されたが、広範囲にわたる選挙活動の困難さ、有権者が直接候補者の政見に接する機会の減少や投票率の低下など、多くの問題点が明らかとなった。

今、地方は急激な人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正するため、地方創生に本格的に取り組んでいるところである。

この地方創生を実現し、地方の活性化を図るためには、当事者である地方の意見が国において最大限に活かされることが極めて重要であり、人口によって単純に区割りを決定する合区は、人口の少ない地方の切り捨てにつながり、地方創生にも逆行するものである。

今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として、公職選挙法の附則において、次回の参議院選挙に向け、抜本的な見直しが規定されている。

よって、今後の参議院選挙制度の抜本的な見直しにあたっては、国と地方が一層連携を強め、地方創生を推進していくためにも、単に人口の多寡にかかわらず、地方の意見を十分国政に反映できる地方創生にふさわしい仕組みを構築すべきであり、早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度とされるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月14日

佐賀県 大町町議会



参議院議長 伊達 忠一 殿

参議院選挙における合区の解消に関する意見書

日本国憲法が公布されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

現在、我が国の多くの地域が直面している過疎・高齢化・人口減少社会を克服し、それぞれの地域において創意工夫に満ちた地方創生への取組みを進めていく上においても、様々な状況に置かれた各地域の声を直接国政に反映させることのできる仕組みが極めて重要である。

そうした中、去る7月10日に投開票が行われた第24回参議院議員通常選挙において、いわゆる一票の格差の名の下に人口の少ない選挙区を統合する、憲政史上初の合区による選挙が実施された。

我が徳島県及び高知県選挙区においては、広範囲にわたる選挙区における選挙活動の困難さや、有権者が直接候補者の政見に接する機会が減少するなど、民主主義の根幹に関わる幾多の問題点が明らかになるとともに、有権者の投票意欲の減退による投票率の低下が生じ、地方の民意を国政に反映させる上で深刻な課題を残したと言わざるを得ない。

都道府県制度は、これまでの長い歴史を経て、各地域の文化・歴史に根ざし、かつ国民に広く定着した地方自治の根幹である。都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを参議院において堅持することが我が国の民主主義において最も守られるべき原則の一つである。

ついては、広範な国民世論を背景として、合区による選挙制度を見直し、法律のみならず憲法の改正も視野に入れて、都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを速やかに構築されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月14日

参議院選挙における合区の解消に関する意見書

日本国憲法が公布されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

現在、我が国の多くの地域が直面している過疎・高齢化、人口減少社会を克服し、それぞれの地域において創意工夫に満ちた地方創生への取組みを進めていく上においても、様々な状況に置かれた各地域の声を直接国政に反映させることのできる仕組みが極めて重要である。

そうした中、去る7月10日に投開票が行われた第24回参議院議員通常選挙において、いわゆる一票の格差の名の下に人口の少ない選挙区を統合する、憲政史上初の合区による選挙が実施された。

我が徳島県及び高知県選挙区においては、広範囲にわたる選挙区における選挙活動の困難さや、有権者が直接候補者の政見に接する機会が減少するなど、民主主義の根幹に関わる幾多の問題点が明らかになるとともに、有権者の投票意欲の減退による投票率の低下が生じ、地方の民意を国政に反映させる上で深刻な課題を残したと言わざるを得ない。

都道府県制度は、これまでの長い歴史を経て、各地域の文化・歴史に根ざし、かつ国民に広く定着した地方自治の根幹である。都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを参議院において堅持することが我が国の民主主義において最も守られるべき原則の一つである。

ついては、広範な国民世論を背景として、合区による選挙制度を見直し、法律のみならず憲法の改正も視野に入れて、都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを速やかに構築されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月14日
徳島県松茂町議会

提出先

参議院議長 伊達忠一 殿



参議院選挙の合区の見直しに関する意見書

第24回参議院議員通常選挙は、憲政史上初めて合区で行われたが、地方の自立・活性化を図るために必要な、地方の意見を国政に反映させる機械と権利を失わせる結果となった。

とくに、投票率が全国的に横ばいの中、合区とされた「高知県及び徳島県」選挙区では両県とも全国で最も低いレベルの投票率となり、人口減少などから危機に瀕した地方の民意を国政に反映させるうえで、深刻な課題を残したと言わざるを得ない。

今回の選挙において、両県民の投票意欲を喪失させた主因は、「一票の格差」の是正のみを目指し、選挙区として都道府県単位で果たしてきた役割を無視した小手先の弥縫策として実施された「合区」の導入にあり、今後、「合区」の継続と拡大は、都市住民の意向が尊重される一方、地方住民の参政意欲を失わせることにつながりかねず、ひいては我が国の民主主義の根幹を揺るがす事態に陥るものである。

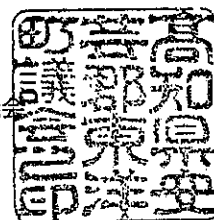
今一度、国会においては、我が国の民主主義における選挙区としての都道府県が果たしてきた役割を尊重した参議院選挙制度改革の議論を興し、参議院の選挙制度を地方の意見も国政に反映させる仕組みとすべきである。

ついで、広範な国民世論を背景として、合区による選挙制度を見直し、法律のみならず憲法の改正も視野に入れて、都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを構築されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月14日

高知県安芸郡東洋町議会



参議院議長

伊達 忠一 殿

参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書

第24回参議院議員通常選挙は、高知県と徳島県、島根県と鳥取県は憲政史上初の合区での選挙となったが、各県から「地域代表」を選出できない合区の問題点が浮き彫りになった。

高知県の投票率は過去最低の45.52%で全国最低となり、うち6.14%の17,569票が「合区反対」などと書かれた無効票であった。

また、18歳選挙権が導入されて初めての国政選挙であったが、高知県では18歳が35.29%、19歳が26.58%の投票率でいずれも全国最低であった。合区となり、県内在住の候補がいなかったことも一因と考えられる。

参院の一票の格差是正とはいえ、合区制度は県の歴史、文化、県民性などを無視したものである。

人口を基準に議員定数を決定するのであれば、今後人口減少が続く地方を中心に合区が広がることは明らかで、地方選出国會議員は減少し、地域の民意は国政に届かず切り捨てられ、都市部への一極集中は進むばかりである。

参院の選挙制度は歴史、文化、自治体のあり方などを踏まえた上で制度設計されるべきである。

都道府県が歴史的にも文化的にも政治的にも意義と実態を有している中で、国におかれては、二院制における参院のあり方、役割を踏まえ、参院の選挙制度については、都道府県から少なくとも1名が選出されることを前提として検討を行い、合区の解消を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月15日

南 国 市 議 会



参 議 院 議 長 伊 達 忠 一 様

参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書

平成28年7月に行われた第24回参議院議員通常選挙において、憲政史上初めて行われた合区での選挙は、地方の活性化を図るための地方の意見を国政に反映する機会を失わせる結果をもたらした。

全国的に投票率が横ばいの中、合区とされた「徳島県及び高知県」は、両県とも当初から選挙区が広がるがゆえに心配していたとおり、候補者などとの関わりが薄くなり、関心度も投票率に反映され、全国で最も低いレベルの投票率となっている。

これは、「一票の格差」を是正するため、都道府県単位で果たしてきた役割を無視して導入された合区に起因しており、政治が縁遠くなったことによる「民主主義の崩壊」をも意味し、合区解消を求める声が大きなものとなっている。

今一度、国会で、我が国の民主主義において、都道府県が果たしてきた役割を尊重した参議院選挙制度改革の議論を興し、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に反映される仕組みとするべきである。

ついては、多様な地方の意見が国政にしっかり反映される必要があり、将来を見据え、最高裁の判例を踏まえ、憲法改正も視野に入れ、合区による選挙制度を見直し、都道府県単位の代表が国政に参加する仕組みの構築を強く求める。

1. 参議院議員選挙区の合区を速やかに解消すること。
2. 人口減少社会に向かう中で、地方が人口流出に歯止めをかけるために努力を重ねる中、単純な人口割のみでの選挙区割りには、さらなる地方と都市部との格差を生むことになると思われる。よって地域の特性や面積要件などを踏まえ、合区によらない制度改革を検討すること。
3. 今後の国土保全、地方創生や地方の活性化を図るため、各都道府県から選挙毎に最低1名の参議院議員が選ばれ、これまで以上に地方の声が国政へ届くような制度改革を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月15日

高知県馬路村議会

参議院議長 伊達 忠一 殿

参議院選挙における合区の解消に関する意見書

日本国憲法が公布されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

現在、我が国の多くの地域が直面している過疎・高齢化、人口減少社会を克服し、それぞれの地域において創意工夫に満ちた地方創生への取り組みを進めていく上においても、様々な状況に置かれた各地域の声を直接国政に反映させることのできる仕組みが極めて重要である。

そうしたなか、去る7月10日に投開票が行われた第24回参議院議員通常選挙において、いわゆる一票の格差の名の下に人口の少ない選挙区を統合する、憲政史上初の合区による選挙が実施された。

我が高知県及び徳島県選挙区においては、広範囲にわたる選挙区における選挙活動の困難さや、有権者が直接候補者の政見に接する機会が減少するなど、民主主義の根幹に関わる幾多の問題点が明らかになるとともに、有権者の投票意欲の減退による投票率の低下が生じ、地方の民意を国政に反映させる上で深刻な課題を残したと言わざるを得ない。

都道府県制度は、これまでの長い歴史を経て、各地域の文化・歴史に根ざし、かつ国民に広く定着した地方自治の根幹である。都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを参議院において堅持することが我が国の民主主義において最も守られるべき原則の一つである。

ついては、広範な国民世論を背景として、合区による選挙制度を見直し、法律のみならず憲法の改正も視野に入れて、都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを速やかに構築されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年12月15日

参議院議長

伊達 忠一 殿

高知県吾川郡いの町議会議長 井上 敏雄

参議院選挙の合区の見直しに関する意見書

第24回参議院議員通常選挙は、憲政史上初めて合区で行われたが、地方の自立・活性化を図るために必要な、地方の意見を国政に反映させる機会と権利を失わせる結果となった。

とくに、投票率が全国的に横ばいの中、合区とされた「高知県及び徳島県」選挙区では両県とも全国で最も低いレベルの投票率となり、人口減少などから危機に瀕した地方の民意を国政に反映させるうえで、深刻な課題を残したと言わざるを得ない。

今回の選挙において、両県民の投票意欲を喪失させた主因は、「一票の格差」の是正のみを目指し、選挙区として都道府県単位で果たしてきた役割を無視した小手先の弥縫策として実施された「合区」の導入にあり、今後、「合区」の継続と拡大は、都市住民の意向が尊重される一方、地方住民の参政意欲を失わせることにつながりかねず、ひいては我が国の民主主義の根幹を揺るがす事態に陥るものである。

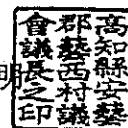
今一度、国会においては、我が国の民主主義における選挙区としての都道府県が果たしてきた役割を尊重した参議院選挙制度改革の議論を興し、参議院の選挙制度を地方の意見も国政に反映される仕組みとすべきである。

ついては、広範な国民世論を背景として、合区による選挙制度を見直し、法律のみならず憲法の改正も視野に入れて、都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを構築されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月15日

高知県芸西村議会議長 宮崎 義明



参議院議長 伊達 忠一 殿

参議院選挙における合区の解消を求める意見書

去る7月10日、憲政史上初の合区による参議院選挙が実施されたが、広範囲にわたる選挙活動の困難さ、有権者が直接候補者の政見に接する機会の減少や投票率の低下など、多くの問題点が明らかとなった。

今、地方は急激な人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正するため、地方創生に本格的に取り組んでいるところである。

この地方創生を実現し、地方の活性化を図るためには、当事者である地方の意見が国において最大限に活かされることが極めて重要であり、人口によって単純に区割りを決定する合区は、人口の少ない地方の切り捨てにつながり、地方創生にも逆行するものである。

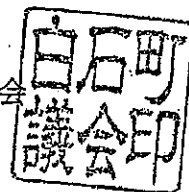
今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として、公職選挙法の附則において、次回の参議院選挙に向け、抜本的な見直しが規定されている。

よって、今後の参議院選挙制度の抜本的な見直しにあたっては、国と地方が一層連携を強め、地方創生を推進していくためにも、単に人口の多寡にかかわらず、地方の意見を十分国政に反映できる地方創生にふさわしい仕組みを構築すべきであり、早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度とされるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月15日

白石町議会



衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	伊達	忠一	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
総務大臣	高市	早苗	様
内閣官房長官	菅	義偉	様

参議院選挙における合区の解消に関する意見書

日本国憲法が公布されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

現在、我が国の多くの地域が直面している過疎・高齢化、人口減少社会を克服し、それぞれの地域において創意工夫に満ちた地方創生への取組みを進めていく上においても、様々な状況に置かれた各地域の声を直接国政に反映させることのできる仕組みが極めて重要である。

そうした中、去る7月10日に投開票が行われた第24回参議院議員通常選挙において、いわゆる一票の格差の名の下に人口の少ない選挙区を統合する、憲政史上初の合区による選挙が実施された。

我が徳島県及び高知県選挙区においては、広範囲にわたる選挙区における選挙活動の困難さや、有権者が直接候補者の政見に接する機会が減少するなど、民主主義の根幹に関わる幾多の問題点が明らかになるとともに、有権者の投票意欲の減退による投票率の低下が生じ、地方の民意を国政に反映させる上で深刻な課題を残したと言わざるを得ない。

都道府県制度は、これまでの長い歴史を経て、各地域の文化・歴史に根ざし、かつ国民に広く定着した地方自治の根幹である。都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを参議院において堅持することが我が国の民主主義において最も守られるべき原則の一つである。

ついては、広範な国民世論を背景として、合区による選挙制度を見直し、法律のみならず憲法の改正も視野に入れて、都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを速やかに構築されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

徳島県神山町議会

参議院議長 伊達 忠一 殿

参議院選挙における合区の解消に関する意見書

日本国憲法が公布されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

現在、我が国の多くの地域が直面している過疎・高齢化、人口減少社会を克服し、それぞれの地域において創意工夫に満ちた地方創生への取組みを進めていく上においても、様々な状況に置かれた各地域の声を直接国政に反映させることのできる仕組みが極めて重要である。

そうした中、去る7月10日に投開票が行われた第24回参議院議員通常選挙において、いわゆる一票の格差の名の下に人口の少ない選挙区を統合する、憲政史上初の合区による選挙が実施された。

我が徳島県及び高知県選挙区においては、広範囲にわたる選挙区における選挙活動の困難さや、有権者が直接候補者の政見に接する機会が減少するなど、民主主義の根幹に関わる幾多の問題点が明らかになるとともに、有権者の投票意欲の減退による投票率の低下が生じ、地方の民意を国政に反映させる上で深刻な課題を残したと言わざるを得ない。

都道府県制度は、これまでの長い歴史を経て、各地域の文化・歴史に根ざし、かつ国民に広く定着した地方自治の根幹である。都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを参議院において堅持することが我が国の民主主義において最も守られるべき原則の一つである。

ついては、広範な国民世論を背景として、合区による選挙制度を見直し、法律のみならず憲法の改正も視野に入れて、都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを速やかに構築されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

徳島県美馬郡つるぎ町議会

参議院議長 伊達忠一 殿

参議院議員選挙の合区の解消を求める意見書

平成28年7月に行われた第24回参議院議員通常選挙において、憲政史上初めて行われた合区での選挙は、地方の活性化を図るための地方の意見を国政に反映する機会を失わせる結果をもたらした。

全国的に投票率が横ばいである中、「徳島県及び高知県」は、両県とも当初から選挙区が広がるがゆえに心配していたとおり、候補者などとの関わりが薄くなり、関心度も投票率に反映され、全国で最も低いレベルの投票率となっている。

これは、「一票の格差」を是正するため、都道府県単位で果たしてきた役割を無視して導入された合区に起因しており、政治が縁遠くなったことによる「民主主義の崩壊」をも意味し、合区解消を求める声が大きなものとなっている。

今一度、国会で、我が国の民主主義において、都道府県が果たしてきた役割を尊重した参議院選挙制度改革の議論を興し、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に反映される仕組みとするべきである。

ついては、多様な地方の意見が国政にしっかり反映される必要があり、将来を見据え、最高裁の判例を踏まえ、憲法改正も視野に入れ、合区による選挙制度を見直し、都道府県単位の代表が国政に参加する仕組みの構築を強く求める。

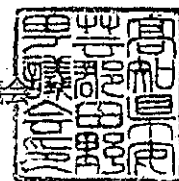
- 1 参議院議員選挙区の合区を速やかに解消すること。
- 2 人口減少社会に向かう中で、地方が人口流出に歯止めをかけるために努力を重ねる中、単純な人口割のみでの選挙区割りには、さらなる地方と都市部との格差を生むことになると思われる。よって地域の特性や面積要件などを踏まえ、合区によらない制度改革を検討すること。
- 3 今後の国土保全、地方創生や地方の活性化を図るため、各都道府県から選挙毎に最低1名の参議院議員が選ばれ、これまで以上に地方の声が国政へ届くような制度改革を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

参議院議長 伊達 忠一 様

高知県田野町議会



参議院選挙の合区の見直しに関する意見書

第24回参議院議員通常選挙は、憲政史上初めて合区で行われたが、地方の自立・活性化を図るために必要な、地方の意見を国政に反映させる機会と権利を失わせる結果となった。

特に、投票率が全国的に横ばいの中、合区とされた「高知県及び徳島県」選挙区では両県とも全国で最も低いレベルの投票率となり、人口減少などから危機に瀕した地方の民意を国政に反映させるうえで、深刻な課題を残したと言わざるを得ない。

今回の選挙において、両県民の投票意欲を喪失させた主因は、「一票の格差」の是正のみを目指し、選挙区として都道府県単位で果たしてきた役割を無視した小手先の弥縫策として実施された「合区」の導入にあり、今後、「合区」の継続と拡大は、都市住民の意向が尊重される一方、地方住民の参政意欲を失わせることにつながりかねず、ひいては我が国の民主主義の根幹を揺るがす事態に陥るものである。

今一度、国会においては、我が国の民主主義における選挙区としての都道府県が果たしてきた役割を尊重した参議院選挙制度改革の議論を興し、参議院の選挙制度を地方の意見も国政に反映される仕組みとすべきである。

については、広範な国民世論を背景として、合区による選挙制度を見直し、法律のみならず憲法の改正も視野に入れて、都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを構築されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

参 議 院 議 長 伊 達 忠 一 様

高知県長岡郡大豊町議会議員 佐藤 徳治



参議院選挙の合区の解消に関する意見書

日本国憲法が公布されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

現在、我が国の多くの地域が直面している過疎・高齢化、人口減少社会を克服し、それぞれの地域において創意工夫に満ちた地方創生への取組みを進めていく上においても、様々な状況に置かれた各地域の声を直接国政に反映させることのできる仕組みが極めて重要である。

そうした中、去る7月10日に投開票が行われた第24回参議院議員通常選挙において、いわゆる一票の格差の名の下に人口の少ない選挙区を統合する、憲政史上初の合区による選挙が実施された。

我が徳島県及び高知県選挙区においては、広範囲にわたる選挙区における選挙活動の困難さや、有権者が直接候補者の政見に接する機会が減少するなど、民主主義の根幹に関わる幾多の問題点が明らかになるとともに、有権者の投票意欲の減退による投票率の低下が生じ、地方の民意を国政に反映させる上で深刻な課題を残したと言わざるを得ない。

都道府県制度は、これまでの長い歴史を経て、各地域の文化・歴史に根ざし、かつ国民に広く定着した地方自治の根幹である。都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを参議院において堅持することが我が国の民主主義において最も守られるべき原則の一つである。

ついては、広範な国民世論を背景として、合区による選挙制度を見直し、都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを速やかに構築されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

徳島県那賀町議会議長 古 野 司

提出先

国会（衆議院議長・参議院議長）

内閣官房（総理大臣・官房長官）

総務大臣、法務大臣

参議院選挙における合区の解消を求める意見書

去る7月10日、憲政史上初の合区による参議院選挙が実施されたが、広範囲にわたる選挙活動の困難さ、有権者が直接候補者の政見に接する機会の減少や投票率の低下など、多くの問題点が明らかとなった。

今、地方は急激な人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正するため、地方創生に本格的に取り組んでいるところである。

この地方創生を実現し、地方の活性化を図るためには、当事者である地方の意見が国において最大限に活かされることが極めて重要であり、人口によって単純に区割りを決定する合区は、人口の少ない地方の切り捨てにつながり、地方創生にも逆行するものである。

今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として、公職選挙法の附則において、次回の参議院選挙に向け、抜本的な見直しが規定されている。

よって、今後の参議院選挙制度の抜本的な見直しにあたっては、国と地方が一層連携を強め、地方創生を推進していくためにも、単に人口の多寡にかかわらず、地方の意見を十分国政に反映できる地方創生にふさわしい仕組みを構築すべきであり、早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度とされるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年12月16日

佐賀県吉野ヶ里町議会



参議院議長 伊達 忠一 様

参議院議員選挙の合区の解消を求める意見書

平成 28 年 7 月に行われた第 24 回参議院議員通常選挙において、憲政史上初めて行われた合区での選挙は、地方の活性化を図るための地方の意見を国政に反映する機会を失わせる結果をもたらした。

全国的に投票率が横ばいである中、合区とされた「鳥取県及び島根県」選挙区においては、島根県の投票率は持ちこたえたものの、鳥取県は過去最低の投票率を更新し、「徳島県及び高知県」は、両県とも当初から選挙区が広がるがゆえに心配していたとおり、候補者などとの関わりが薄くなり、関心度も投票率に反映され、全国で最も低いレベルの投票率となっている。

これは、「一票の格差」を是正するため、都道府県単位で果たしてきた役割を無視して導入された合区に起因しており、政治が縁遠くなったことによる「民主主義の崩壊」をも意味し、合区解消を求める声が大きなものとなっている。

今一度、国会で、我が国の民主主義において、都道府県が果たしてきた役割を尊重した参議院選挙制度改革の議論を興し、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に反映される仕組みとするべきである。

ついては、多様な地方の意見が国政にしっかり反映される必要があり、将来を見据え、合区による選挙制度を見直し、都道府県単位の代表が国政に参加する仕組みの構築を強く求める。

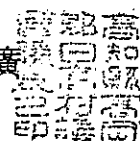
- 1 参議院議員選挙区の合区を速やかに解消すること。
- 2 人口減少社会に向かう中で、地方が人口流出に歯止めをかけるために努力を重ねる中、単純な人口割のみでの選挙区割りは、さらなる地方と都市部との格差を生むことになると思われる。よって地域の特性や面積要件などを踏まえ、合区によらない制度改革を検討すること。
- 3 今後の国土保全、地方創生や地方の活性化を図る為、各都道府県から選挙毎に最低 1 名の参議院議員が選ばれ、これまで以上に地方の声が国政へ届くような制度改革を検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 12 月 14 日 議決
平成 28 年 12 月 16 日

参議院議長 伊達 忠一 様

高知県日高村議会議員 尾崎政廣



参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書

第24回参議院議員通常選挙は、高知県と徳島県、島根県と鳥取県は憲政史上初の合区での選挙となった。

今回の参院選挙で、各県から「地域代表」を選出できない合区の問題点が浮き彫りになった。

高知県の投票率は過去最低の45.52%で全国最低となり、うち6.14%の17,569票が「合区反対」などと書かれた無効票であった。

また、18歳選挙権が導入されてはじめての国政選挙であったが、高知県では18歳が35.29%、19歳が26.58%の投票率でいずれも全国最低であった。合区となり、県内在住の候補がいなかったことも一因と考えられる。

参院の一票の格差是正とはいえ、合区制度は、県の歴史、文化、県民性などを無視したものである。

人口を基準に議員定数を決定するのであれば、今後人口減少が続く地方を中心に合区が広がることは明らかだ。

地方選出国會議員は減少し、地域の民意は国政に届かず切り捨てられ、都市部への一極集中は進むばかりである。

参院の選挙制度は、歴史、文化、自治体のあり方などを踏まえた上で制度設計されるべきである。

都道府県が、歴史的にも文化的にも政治的にも意義と実態を有している中で、二院制における参院のあり方、役割を踏まえ、参院の選挙制度については、都道府県から少なくとも1名が選出されることを前提として、検討を行い、合区の解消を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

高知県室戸市議会

参議院議長 伊達 忠一 殿



参議院選挙における合区の解消を求める意見書

去る7月10日、憲政史上初の合区による参議院選挙が実施されたが、広範囲にわたる選挙活動の困難さ、有権者が直接候補者の政見に接する機会の減少や投票率の低下など、多くの問題点が明らかとなった。

今、地方は急激な人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正するため、地方創生に本格的に取り組んでいるところである。

この地方創生を実現し、地方の活性化を図るためには、当事者である地方の意見が国において最大限に活かされることが極めて重要であり、人口によって単純に区割りを決する合区は、人口の少ない地方の切り捨てにつながり、地方創生にも逆行するものである。

今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として、公職選挙法の附則において、次回の参議院選挙に向け、抜本的な見直しが規定されている。

よって、今後の参議院選挙制度の抜本的な見直しにあたっては、国と地方が一層連携を強め、地方創生を推進していくためにも、単に人口の多寡にかかわらず、地方の意見を十分国政に反映できる地方創生にふさわしい仕組みを構築すべきであり、早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度とされるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

佐賀県みやき町議会



内閣総理大臣	安倍 晋三 様
衆議院議長	大島 理森 様
参議院議長	伊達 忠一 様
総務大臣	高市 早苗 様
内閣官房長官	菅 義偉 様

参議院議員選挙制度における合区の解消に関する意見書

去る7月10日、憲政史上初の合区による参議院選挙が実施されたが、広範囲にわたる選挙活動の困難さ、有権者が直接候補者の政見に接する機会の減少や投票率の低下など、多くの問題点が明らかとなった。

今、地方は急激な人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正するため、地方創生に本格的に取り組んでいるところである。

この地方創生を実現し、地方の活性化を図るためには、当事者である地方の意見が国において最大限に活かされることが極めて重要であり、人口によって単純に区割りを決定する合区は、人口の少ない地方の切り捨てにつながり、地方創生にも逆行するものである。

今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として、公職選挙法の附則において、次回の参議院選挙に向け、抜本的な見直しが規定されている。

よって、今後の参議院選挙制度の抜本的な見直しにあたっては、国と地方が一層連携を強め、地方創生を推進していくためにも、単に人口の多寡にかかわらず、地方の意見を十分国政に反映できる地方創生にふさわしい仕組みを構築すべきであり、早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度とされるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

佐賀県江北町議会

参議院議長 伊達忠一 殿

参議院議員選挙の合区の解消を求める意見書

平成28年7月に行われた第24回参議院議員通常選挙において、憲政史上初めて行われた合区での選挙は、地方の活性化を図るための地方の意見を国政に反映する機会を失わせる結果をもたらした。

全国的に投票率が横ばいである中、合区とされた「鳥取県及び島根県」選挙区においては、島根県の投票率は持ちこたえたものの、鳥取県は過去最低の投票率を更新し、「徳島県及び高知県」は、両県とも当初から選挙区が広くなるがゆえに心配していたとおり、候補者などとの関わりが薄くなり、関心度も投票率に反映され、全国で最も低いレベルの投票率となっている。

これは、「一票の格差」を是正するため、都道府県単位で果たしてきた役割を無視して導入された合区に起因しており、政治が縁遠くなったことによる「民主主義の崩壊」をも意味し、合区解消を求める声が大きなものとなっている。

今一度、国会で、我が国の民主主義において、都道府県が果たしてきた役割を尊重した参議院選挙制度改革の議論を興し、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に反映される仕組みとするべきである。

ついては、多様な地方の意見が国政にしっかり反映される必要があり、将来を見据え、最高裁の判例を踏まえ、憲法改正も視野に入れ、合区による選挙制度を見直し、都道府県単位の代表が国政に参加する仕組みの構築を強く求める。

- 1 参議院議員選挙区の合区を速やかに解消すること。
- 2 人口減少社会に向かう中で、地方が人口流出に歯止めをかけるために努力を重ねる中、単純な人口割のみでの選挙区割りには、さらなる地方と都市部との格差を生むことになると思われる。よって地域の特性や面積要件などを踏まえ、合区によらない制度改革を検討すること。
- 3 今後の国土保全、地方創生や地方の活性化を図るため、各都道府県から選挙毎に最低1名の参議院議員が選ばれ、これまで以上に地方の声が国政へ届くような制度改革を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

高知県安芸郡北川村議会

参議院議長 伊達 忠一 様

参議院選挙における合区の解消に関する意見書

日本国憲法が公布されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

現在、我が国の多くの地域が直面している過疎・高齢化、人口減少社会を克服し、それぞれの地域において創意工夫に満ちた地方創生への取組みを進めていく上においても、様々な状況に置かれた各地域の声を直接国政に反映させることのできる仕組みが極めて重要である。

そうした中、去る7月10日に投開票が行われた第24回参議院議員通常選挙において、いわゆる一票の格差の名の下に人口の少ない選挙区を統合する、憲政史上初の合区による選挙が実施された。

我が徳島県及び高知県選挙区においては、広範囲にわたる選挙区における選挙活動の困難さや、有権者が直接候補者の政見に接する機会が減少するなど、民主主義の根幹に関わる幾多の問題点が明らかになるとともに、有権者の投票意欲の減退による投票率の低下が生じ、地方の民意を国政に反映させる上で深刻な課題を残したと言わざるを得ない。

都道府県制度は、これまでの長い歴史を経て、各地域の文化・歴史に根ざし、かつ国民に広く定着した地方自治の根幹である。都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを参議院において堅持することが我が国の民主主義において最も守られるべき原則の一つである。

ついては、広範な国民世論を背景として、合区による選挙制度を見直し、都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを速やかに構築されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

参議院議長 伊達 忠一 殿

徳島県石井町議会



参議院選挙における合区の解消に関する意見書

記

日本国憲法が公布されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

現在、我が国の多くの地域が直面している過疎・高齢化、人口減少社会を克服し、それぞれの地域において創意工夫に満ちた地方創生への取り組みを進めていく上においても、様々な状況に置かれた各地域の声を直接国政に反映させることのできる仕組みが極めて重要である。

そうした中、去る7月10日に投開票が行われた第24回参議院議員通常選挙において、いわゆる一票の格差の名の下に人口の少ない選挙区を統合する、憲政史上初の合区による選挙が実施された。

我が徳島県及び高知県選挙区においては、広範囲にわたる選挙区における選挙活動の困難さや、有権者が直接候補者の政見に接する機会が減少するなど、民主主義の根幹に関わる幾多の問題点が明らかになるとともに、有権者の投票意欲の減退による投票率の低下が生じ、地方の民意を国政に反映させる上で深刻な課題を残したと言わざるを得ない。

都道府県制度は、これまでの長い歴史を経て、各地域の文化・歴史に根ざし、かつ国民に広く定着した地方自治の根幹である。都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを参議院において堅持することが我が国の民主主義において最も守られるべき原則の一つである。

ついでには、広範な国民世論を背景として、合区による選挙制度を見直し、法律のみならず憲法の改正も視野に入れて、都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを速やかに構築されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

徳島県三好郡東みよし町議会 議長 安藤 孝明



参議院選挙における合区の解消に関する意見書

日本国憲法が公布されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

現在、我が国の多くの地域が直面している過疎・高齢化、人口減少社会を克服し、それぞれの地域において創意工夫に満ちた地方創生への取組みを進めていく上においても、様々な状況に置かれた各地域の声を直接国政に反映させることのできる仕組みが極めて重要である。

そうした中、去る7月10日に投開票が行われた第24回参議院議員通常選挙において、いわゆる一票の格差の名の下に人口の少ない選挙区を統合する、憲政史上初の合区による選挙が実施された。

我が徳島県及び高知県選挙区においては、広範囲にわたる選挙区における選挙活動の困難さや、有権者が直接候補者の政見に接する機会が減少するなど、民主主義の根幹に関わる幾多の問題点が明らかになるとともに、有権者の投票意欲の減退による投票率の低下が生じ、地方の民意を国政に反映させる上で深刻な課題を残したと言わざるを得ない。

都道府県制度は、これまでの長い歴史を経て、各地域の文化・歴史に根ざし、かつ国民に広く定着した地方自治の根幹である。都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを参議院において堅持することが我が国の民主主義において最も守られるべき原則の一つである。

ついては、広範な国民世論を背景として、合区による選挙制度を見直し、法律のみならず憲法の改正も視野に入れて、都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを速やかに構築されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

参議院議長 伊 達 忠 一 殿

徳島県板野郡北島町議会



平成28年12月16日

参議院議長 伊達 忠一 様

有田町議会議員 松尾 文則



参議院選挙における合区の解消を求める意見書

去る7月10日、憲政史上初の合区による参議院選挙が実施されたが、広範囲にわたる選挙活動の困難さ、有権者が直接候補者の政見に接する機会の減少や投票率の低下など、多くの問題点が明らかとなった。

今、地方は急激な人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正するため、地方創生に本格的に取り組んでいるところである。

この地方創生を実現し、地方の活性化を図るためには、当事者である地方の意見が国において最大限に活かされることが極めて重要であり、人口によって単純に区割りを決める合区は、人口の少ない地方の切り捨てにつながり、地方創生にも逆行するものである。

今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として、公職選挙法の附則において、次回の参議院選挙に向け、抜本的な見直しが規定されている。

よって、今後の参議院選挙制度の抜本的な見直しにあたっては、国と地方が一層連携を強め、地方創生を推進していくためにも、単に人口の多寡にかかわらず、地方の意見を十分国政に反映できる地方創生にふさわしい仕組みを構築すべきであり、早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度とされるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

参議院選挙における合区の解消を求める意見書

去る7月10日、憲政史上初の合区による参議院選挙が実施されたが、広範囲にわたる選挙活動の困難さ、有権者が直接候補者の政見に接する機会の減少や投票率の低下など、多くの問題点が明らかとなった。

今、地方は急激な人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正するため、地方創生に本格的に取り組んでいるところである。

この地方創生を実現し、地方の活性化を図るためには、当事者である地方の意見が国において最大限に活かされることが極めて重要であり、人口によって単純に区割りを決定する合区は、人口の少ない地方の切り捨てにつながり、地方創生にも逆行するものである。

今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として、公職選挙法の附則において、次回の参議院選挙に向け、抜本的な見直しが規定されている。

よって、今後の参議院選挙制度の抜本的な見直しにあたっては、国と地方が一層連携を強め、地方創生を推進していくためにも、単に人口の多寡にかかわらず、地方の意見を十分国政に反映できる地方創生にふさわしい仕組みを構築すべきであり、早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度とされるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

参議院議長 伊達 忠一 様

佐賀県上峰町議会



平成28年12月16日

参議院議長 伊達 忠一 殿

徳島県名東郡佐那河内町議会
議長 仁羽 悟郎

参議院選挙における合区の解消に関する意見書

日本国憲法が公布されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

現在、我が国の多くの地域が直面している過疎・高齢化、人口減少社会を克服し、それぞれの地域において創意工夫に満ちた地方創生への取組みを進めていく上においても、様々な状況に置かれた各地域の声を直接国政に反映させることのできる仕組みが極めて重要である。

そうした中、去る7月10日に投開票が行われた第24回参議院議員通常選挙において、いわゆる一票の格差の名の下に人口の少ない選挙区を統合する、憲政史上初の合区による選挙が実施された。

我が徳島県及び高知県選挙区においては、広範囲にわたる選挙区における選挙活動の困難さや、有権者が直接候補者の政見に接する機会が減少するなど、民主主義の根幹に関わる幾多の問題点が明らかになるとともに、有権者の投票意欲の減退による投票率の低下が生じ、地方の民意を国政に反映させる上で深刻な課題を残したと言わざるを得ない。

都道府県制度は、これまでの長い歴史を経て、各地域の文化・歴史に根ざし、かつ国民に広く定着した地方自治の根幹である。都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを参議院において堅持することが我が国の民主主義において最も守られるべき原則の一つである。

ついては、広範な国民世論を背景として、合区による選挙制度を見直し、都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを速やかに構築されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。



参議院選挙における合区の解消に関する意見書

日本国憲法が公布されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

現在、我が国の多くの地域が直面している過疎・高齢化、人口減少社会を克服し、それぞれの地域において創意工夫に満ちた地方創生への取り組みを進めていく上においても、様々な状況に置かれた各地域の声を直接国政に反映させることのできる仕組みが極めて重要である。

そうした中、去る7月10日に投開票が行われた第24回参議院議員通常選挙において、いわゆる一票の格差の名の下に人口の少ない選挙区を統合する、憲政史上初の合区による選挙が実施された。

我が徳島県及び高知県選挙区においては、広範囲にわたる選挙区における選挙活動の困難さや、有権者が直接候補者の政見に接する機会が減少するなど、民主主義の根幹に関わる幾多の問題点が明らかになるとともに、有権者の投票意欲の減退による投票率の低下が生じ、地方の民意を国政に反映させる上で深刻な課題を残したと言わざるを得ない。

都道府県制度は、これまでの長い歴史を経て、各地域の文化・歴史に根ざし、かつ国民に広く定着した地方自治の根幹である。都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを参議院において堅持することが我が国の民主主義において最も守られるべき原則の一つである。

ついては、広範な国民世論を背景として、合区による選挙制度を見直し、法律のみならず憲法の改正も視野に入れて、都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを速やかに構築されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月19日

徳島県海部郡海陽町議会

参議院議長 伊達忠一 殿

参議院議員選挙の合区の解消を求める意見書

平成28年7月に行われた第24回参議院議員通常選挙において、憲政史上初めて行われた合区での選挙は、地方の活性化を図るための地方の意見を国政に反映する機会を失わせる結果をもたらした。

全国的に投票率が横ばいである中、合区とされた「鳥取県及び島根県」選挙区においては、島根県の投票率は持ちこたえたものの、鳥取県は過去最低の投票率を更新し、「徳島県及び高知県」は、両県とも当初から選挙区が広がるがゆえに心配していたとおり、候補者などとの関わりが薄くなり、関心度も投票率に反映され、全国で最も低いレベルの投票率となっている。

これは、「一票の格差」を是正するため、都道府県単位で果たしてきた役割を無視して導入された合区に起因しており、政治が縁遠くなったことによる「民主主義の崩壊」をも意味し、合区解消を求める声が大きなものとなっている。

今一度、国会で、我が国の民主主義において、都道府県が果たしてきた役割を尊重した参議院選挙制度改革の議論を興し、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に反映される仕組みとするべきである。

については、多様な地方の意見が国政にしっかり反映される必要があり、将来を見据え、最高裁の判例を踏まえ、憲法改正も視野に入れ、合区による選挙制度を見直し、都道府県単位の代表が国政に参加する仕組みの構築を強く求める。

- 1 参議院議員選挙区の合区を速やかに解消すること。
- 2 人口減少社会に向かう中で、地方が人口流出に歯止めをかけるために努力を重ねる中、単純な人口割のみでの選挙区割りには、さらなる地方と都市部との格差を生むことになると思われる。よって地域の特性や面積要件などを踏まえ、合区によらない制度改革を検討すること。
- 3 今後の国土保全、地方創生や地方の活性化を図るため、各都道府県から選挙毎に最低1名の参議院議員が選ばれ、これまで以上に地方の声が国政へ届くような制度改革を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月19日

本山町議会 議長 岩本 誠生



参議院議長 伊達 忠一 様

参議院議員選挙の合区の解消を求める意見書

平成 28 年 7 月に行われた第 24 回参議院議員通常選挙において、憲政史上初めて行われた合区での選挙は、地方の活性化を図るための地方の意見を国政に反映する機会を失わせる結果をもたらした。

全国的に投票率が横ばいである中、合区とされた「鳥取県及び島根県」選挙区においては、島根県の投票率は持ちこたえたものの、鳥取県は過去最低の投票率を更新し、「徳島県及び高知県」は、両県とも当初から選挙区が広がるがゆえに心配していたとおり、候補者などとの関わりが薄くなり、関心度も投票率に反映され、全国で最も低いレベルの投票率となっている。

これは、「一票の格差」を是正するため、都道府県単位で果たしてきた役割を無視して導入された合区に起因しており、政治が縁遠くなったことによる「民主主義の崩壊」をも意味し、合区解消を求める声が大きなものとなっている。

今一度、国会で、我が国の民主主義において、都道府県が果たしてきた役割を尊重した参議院選挙制度改革の議論を興し、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に反映される仕組みとするべきである。

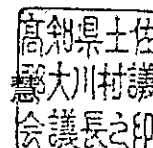
ついては、多様な地方の意見が国政にしっかり反映される必要があり、将来を見据え、都道府県単位の代表が国政に参加する仕組みの構築を強く求める。

- 1 参議院議員選挙区の合区を速やかに解消すること。
- 2 人口減少社会に向かう中で、地方が人口流出に歯止めをかけるために努力を重ねる中、単純な人口割のみでの選挙区割りとは、さらなる地方と都市部との格差を生むことになると思われる。よって地域の特性や面積要件などを踏まえ、合区によらない制度改革を検討すること。
- 3 今後の国土保全、地方創生や地方の活性化を図るため、各都道府県から選挙毎に最低 1 名の参議院議員が選ばれ、これまで以上に地方の声が国政へ届くような制度改革を検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 12 月 19 日

大川村議会議長 朝 倉



内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
 総務大臣 高市 早苗 殿
 衆議院議長 大島 理森 殿
 参議院議長 伊達 忠一 殿

参議院選挙における合区の解消に関する意見書

日本国憲法が公布されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

現在、我が国の多くの地域が直面している過疎・高齢化、人口減少社会を克服し、それぞれの地域において創意工夫に満ちた地方創生への取組を進めていく上においても、様々な状況に置かれた各地域の声を直接国政に反映させることのできる仕組みが極めて重要である。

そうした中、去る7月10日に投開票が行われた第24回参議院議員通常選挙において、いわゆる一票の格差の名の下に人口の少ない選挙区を統合する、憲政史上初の合区による選挙が実施された。

我が徳島県及び高知県選挙区においては、広範囲にわたる選挙区における選挙活動の困難さや、有権者が直接候補者の政見に接する機会が減少するなど、民主主義の根幹に関わる幾多の問題点が明らかになるとともに、有権者の投票意欲の減退による投票率の低下が生じ、地方の民意を国政に反映させる上で深刻な課題を残したと言わざるを得ない。

都道府県制度は、これまでの長い歴史を経て、各地域の文化・歴史に根ざし、かつ国民に広く定着した地方自治の根幹である。都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを参議院において堅持することが我が国の民主主義において最も守られるべき原則の一つである。

ついては、広範な国民世論を背景として、合区による選挙制度を見直し、法律のみならず憲法の改正も視野に入れて、都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを速やかに構築されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月19日

衆議院議長	大島 理森	殿
参議院議長	伊達 忠一	殿
内閣総理大臣	安倍 晋三	殿
総務大臣	高市 早苗	殿
法務大臣	金田 勝年	殿
内閣官房長官	菅 義偉	殿

藍住町議会議長 森 志郎

参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書

第24回参議院議員通常選挙は、高知県と徳島県、島根県と鳥取県は憲政史上初の合区での選挙となりましたが、各県から「地域代表」を選出できない合区の問題点が浮き彫りになりました。

高知県の投票率は過去最低の45.52%で全国最低となり、うち6.14%の17,569票が「合区反対」などと書かれた無効票でありました。

また、18歳選挙権が導入されて初めての国政選挙でありましたが、高知県では18歳が35.29%、19歳が26.58%の投票率でいずれも全国最低でありました。合区となり、県内在住の候補がいなかったことも一因と考えられます。

参院の一票の格差是正とはいえ、合区制度は、県の歴史、文化、県民性などを無視したものであります。

人口を基準に議員定数を決定するのであれば、今後人口減少が続く地方を中心に合区が広がることは明らかで、地方選出国會議員は減少し、地域の民意は国政に届かず切り捨てられ、都市部への一極集中は進むばかりであります。

参院の選挙制度は、歴史、文化、自治体の在り方などを踏まえた上で制度設計されるべきであります。

都道府県が、歴史的にも文化的にも政治的にも意義と実態を有している中で、国におかれては、二院制における参院の在り方、役割を踏まえ、参院の選挙制度については、都道府県から少なくとも1名が選出されることを前提として、検討を行い、合区の解消を図ることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年12月20日

高知県土佐市議会

参議院議長 伊達 忠一 殿

参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書

第24回参議院議員通常選挙は、高知県と徳島県、島根県と鳥取県は憲政史上初の合区での選挙となったが、各県から「地域代表」を選出できない合区の問題点が浮き彫りになった。

高知県の投票率は過去最低の45.52%で全国最低となり、うち6.14%の17,569票が「合区反対」などと書かれた無効票であった。

また、18歳選挙権が導入されて初めての国政選挙であったが、高知県では18歳が35.29%、19歳が26.58%の投票率でいずれも全国最低であった。合区となり、県内在住の候補がいなかったことも一因と考えられる。

参院の一票の格差是正とはいえ、合区制度は、県の歴史、文化、県民性などを無視したものである。

人口を基準に議員定数を決定するのであれば、今後人口減少が続く地方を中心に合区が広がることは明らかで、地方選出国會議員は減少し、地域の民意は国政に届かず切り捨てられ、都市部への一極集中は進むばかりである。

参院の選挙制度は、歴史、文化、自治体のあり方などを踏まえた上で制度設計されるべきである。

都道府県が、歴史的にも文化的にも政治的にも意義と実態を有している中で、国におかれては、二院制における参院のあり方、役割を踏まえ、参院の選挙制度については、都道府県から少なくとも1名が選出されることを前提として、検討を行い、合区の解消を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月20日

香南市議会 議長 志 磨 村 公 夫



衆議院議長 大 島 理 森 様
参議院議長 伊 達 忠 一 様

参議院選挙制度改革に対する意見書

日本国憲法が昭和21年11月3日に公布されて以来、今日に至るまでの70年間、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

しかし本年7月10日に史上初の県をまたいでの合区による選挙が実施された。本来、行政区域ごとに集約された地域の声は、各県独自の課題であり、隣県といえども相容れないものも存在している。

全国的に人口が減少する中、合区による地方からの議員の選出の減少は明らかであり、多様な地方の声が参議院を通じて国政に反映されにくくなり、更なる地方と都市部との格差を生むことになると思われる。

現に、今回合区により選挙が行われた選挙区においては、投票率の低下や自県を代表する議員を出せないなどの問題から、合区解消を求める声が大きいものになっている。

今回の合区による選挙は、あくまで緊急避難措置であり、公職選挙法の附則において、抜本的な見直しが規定されていることから、枠組みの見直しや面積要件などの議論を進め、合区を早急に解消する措置が講じられるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月20日

鳥栖市議会

内閣総理大臣	安倍晋三	様
衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	伊達忠一	様
総務大臣	高市早苗	様
内閣官房長官	菅 義偉	様

参議院議員選挙制度における合区の解消に関する意見書

日本国憲法が昭和21年11月3日に公布されて以来、今日に至るまでの70年間、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

しかし、一票の格差を「違憲状態」とする最高裁判所の判例を踏まえた選挙制度改革により、去る7月10日に県をまたいでの合区による選挙が実施された。

我が国が直面する急激な人口減少・格差問題、国土保全等については、多様な地方の意見が、国政の中で、しっかりと反映される必要がある。

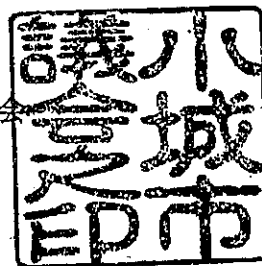
このため、参議院議員選挙制度の改革に当たっては、都道府県を基本として、一票の格差に固執することなく国土保全等の要素を加えるなど、日本の現状を踏まえた議論を望むものである。

今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として、公職選挙法の附則において、抜本的な見直しが規定されていることから、枠組みの見直しや面積要件などの議論を進め、合区を早急に解消する措置が講じられるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年12月20日

小城市議会



参議院選挙における合区の解消を求める意見書

去る7月10日、憲政史上初の合区による参議院選挙が実施されたが、広範囲にわたる選挙活動の困難さ、有権者が直接候補者の政見に接する機会の減少や投票率の低下など、多くの問題点が明らかとなった。

今、地方は急激な人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正するため、地方創生に本格的に取り組んでいるところである。

この地方創生を実現し、地方の活性化を図るためには、当事者である地方の意見が国において最大限に活かされることが極めて重要であり、人口によって単純に区割りを決定する合区は、人口の少ない地方の切り捨てにつながり、地方創生にも逆行するものである。

今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として、公職選挙法の附則において、次回の参議院選挙に向け、抜本的な見直しが規定されている。

よって、今後の参議院選挙制度の抜本的な見直しにあたっては、国と地方が一層連携を強め、地方創生を推進していくためにも、単に人口の多寡にかかわらず、地方の意見を十分国政に反映できる地方創生にふさわしい仕組みを構築すべきであり、早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度とされるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月20日

佐賀県玄海町議会



参議院議長 伊達忠一様

参議院議員選挙制度における合区の解消に関する意見書

日本国憲法が昭和21年11月3日に公布されて以来、今日に至るまでの70年間、二院制を採る我が国において、参議院は選挙区制と比例代表制に分かれて、国民の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

しかし、一票の格差を「違憲状態」とする最高裁判所の判例を踏まえた選挙制度改革により、去る7月10日に県をまたいでの合区による選挙が実施された。

県ごとに集約された地域の声は、各県独自の問題を抱えており、隣県といえども相容れない課題も存在している。

また、地方が、都市部への人口流失に歯止めをかけるために努力を重ねている一方で、単純な人口割のみでの選挙区割は、地方からの選出議員が減少することは明らかであり、その事により多様な地方の意見が参議院を通じて国政に反映されにくくなると予想される。その結果、さらに地方と都市部の格差を生むことになると思われ、今回の合区は地方を軽視した制度と言わざるを得ない。

現に、今回合区による選挙が行われた選挙区においては、投票率の低下や自県を代表する議員が出せないなどの問題から、合区解消を求める声が大きなものになっている。

我が国が直面する急激な人口減少問題への対応も含め、この国のあり方を考えていく上でも、多様な地方の意見が、国政の中にしっかりと反映されていく必要があることは言うまでもない。

今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として、公職選挙法の附則において、抜本的な見直しが規定されていることから、枠組みの見直しや面積要件などの議論を進め、合区を早急に解消する措置が講じられるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年12月21日

佐賀県神埼市議会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	高市早苗殿
内閣官房長官	菅義偉殿

参議院選挙における合区の解消に関する意見書

日本国憲法が公布されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

現在、我が国の多くの地域が直面している過疎・高齢化、人口減少社会を克服し、それぞれの地域において創意工夫に満ちた地方創生への取り組みを進めていく上においても、様々な状況に置かれた各地域の声を直接国政に反映させることのできる仕組みが極めて重要である。

そうした中、去る7月10日に投開票が行われた第24回参議院議員通常選挙において、いわゆる一票の格差の名の下に人口の少ない選挙区を統合する、憲政史上初の合区による選挙が実施された。

我が徳島県及び高知県選挙区においては、広範囲にわたる選挙区における選挙活動の困難さや、有権者が直接候補者の政見に接する機会が減少するなど、民主主義の根幹に関わる幾多の問題点が明らかになるとともに、有権者の投票意欲の減退による投票率の低下が生じ、地方の民意を国政に反映させる上で深刻な課題を残したと言わざるを得ない。

都道府県制度は、これまでの長い歴史を経て、各地域の文化・歴史に根ざし、かつ国民に広く定着した地方自治の根幹である。都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを参議院において堅持することが我が国の民主主義において最も守られるべき原則の一つである。

ついては、広範な国民世論を背景として、合区による選挙制度を見直し、法律のみならず憲法の改正も視野に入れて、都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを速やかに構築されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月21日

徳島県上勝町議会

参議院議長 伊達忠一 殿

参議院合同選挙区の解消を求める意見書

二院制を採用している我が国における参議院の役割は、衆議院に対する抑制・均衡・補完の機能を通じて、国会の審議を慎重にし、これによって衆議院とともに、国民代表機関たる国会の機能を万全たらしめることにあるとされている。

参議院の選挙区は、当初、全国を一選挙区とする全国区に加えて、各都道府県を一選挙区とする地方区を設けることにより、結果として、都道府県ごとの地域事情を国政に届ける役割を果たしてきた経緯がある。

その後、比例代表制の導入などの諸改革が行われ、また、去る7月10日には、一票の較差を是正するため、新たに二の都道府県の区域を区域とする選挙区（参議院合同選挙区）が設けられ、参議院議員通常選挙が実施されたところである。しかし、参議院合同選挙区選挙が行われた「鳥取県及び島根県選挙区」及び「徳島県及び高知県選挙区」においては、投票率の低下に加え、選挙結果によっては住民の声が届きにくくなることを不安視する意見が多く寄せられているとのことである。

ここにおいて、参議院議員選挙制度の改革に当たっては、歴史的、経済的かつ社会的に独自の意義を有し、一つの地域的なまとまりである都道府県を基本的な単位とする議論を行うとともに、今回の参議院合同選挙区をあくまで緊急避難的措置とし、早急に解消させることが求められている。

よって、国においては、下記の事項を早急に実施するよう強く要望する。

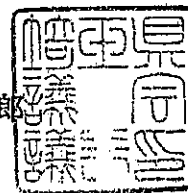
記

- 1 一票の較差に対する最高裁の判例を踏まえ、選挙制度の抜本的改革を行うこと。
- 2 参議院合同選挙区を解消し、各都道府県単位の制度に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日

埼玉県議会議員 宮崎 栄治郎



参議院議長 伊達 忠一 様

参議院選挙における合区の解消に関する意見書

日本国憲法が公布されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

現在、我が国の多くの地域が直面している過疎・高齢化、人口減少社会を克服し、それぞれの地域において創意工夫に満ちた地方創生への取組みを進めていく上においても、様々な状況に置かれた各地域の声を直接国政に反映させることのできる仕組みが極めて重要である。

そうした中、去る7月10日に投開票が行われた第24回参議院議員通常選挙において、いわゆる一票の格差の名の下に人口の少ない選挙区を統合する、憲政史上初の合区による選挙が実施された。

我が徳島県及び高知県選挙区においては、広範囲にわたる選挙区における選挙活動の困難さや、有権者が直接候補者の政見に接する機会が減少するなど、民主主義の根幹に関わる幾多の問題点が明らかになるとともに、有権者の投票意欲の減退による投票率の低下が生じ、地方の民意を国政に反映させる上で深刻な課題を残したと言わざるを得ない。

都道府県制度は、これまでの長い歴史を経て、各地域の文化・歴史に根ざし、かつ国民に広く定着した地方自治の根幹である。都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを参議院において堅持することが我が国の民主主義において最も守られるべき原則の一つである。

ついては、広範な国民世論を背景として、合区による選挙制度を見直し、法律のみならず憲法の改正も視野に入れて、都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを速やかに構築されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日

上板町議会議員 松田卓男



参議院議長 伊達忠一 殿

参議院議員選挙の合区の見直しに関する意見書

第24回参議院議員通常選挙は、憲政史上初めて合区で行われたが、地方の自立・活性化を図るために必要な、地方の意見を国政に反映させる機会と権利を失わせる結果となった。

とくに、投票率が全国的に横ばいの中、合区とされた「高知県及び徳島県」選挙区では両県とも全国で最も低いレベルの投票率となり、人口減少などから危機に瀕した地方の民意を国政に反映させるうえで、深刻な課題を残したと言わざるを得ない。

今回の選挙において、両県民の投票意欲を喪失させた主因は、「一票の格差」の是正のみを目指し、選挙区として都道府県単位で果たしてきた役割を無視した小手先の弥縫策（びほうさく）として実施された「合区」の導入にあり、今後、「合区」の継続と拡大は、都市住民の意向が尊重される一方、地方住民の参政意欲を失わせることにつながりかねず、ひいては我が国の民主主義の根幹を揺るがす事態に陥るものである。

今一度、国会においては、我が国の民主主義における選挙区としての都道府県が果たしてきた役割を尊重した参議院選挙制度改革の議論を興し、参議院の選挙制度を地方の意見も国政に反映される仕組みとすべきである。

については、広範な国民世論を背景として、合区による選挙制度を見直し、法律のみならず憲法の改正も視野に入れて、都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを構築されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日

高知県高岡郡桺原町議会

参議院議長 伊達 忠一 殿

参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書

第24回参議院議員通常選挙は、高知県と徳島県、島根県と鳥取県は憲政史上初の合区での選挙となったが、各県から「地域代表」を選出できない合区の問題点が浮き彫りになった。

高知県の投票率は過去最低の45.52%で全国最低となり、うち6.14%の17,569票が「合区反対」などと書かれた無効票であった。

また、18歳選挙権が導入されて初めての国政選挙であったが、高知県では18歳が35.29%、19歳が26.58%の投票率でいずれも全国最低であった。合区となり、県内在住の候補がいなかったことも一因と考えられる。

参院の一票の格差是正とはいえ、合区制度は、県の歴史、文化、県民性などを無視したものである。

人口を基準に議員定数を決定するのであれば、今後人口減少が続く地方を中心に合区が広がることは明らかで、地方選出国會議員は減少し、地域の民意は国政に届かず切り捨てられ、都市部への一極集中は進むばかりである。

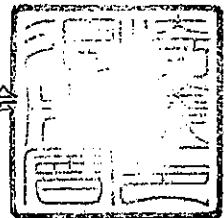
参院の選挙制度は、歴史、文化、自治体のあり方などを踏まえた上で制度設計されるべきである。

都道府県が、歴史的にも文化的にも政治的にも意義と実態を有している中で、国におかれては、二院制における参院のあり方、役割を踏まえ、参院の選挙制度については、都道府県から少なくとも1名が選出されることを前提として、検討を行い、合区の解消を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日

須崎市議会



参議院議長 様

参議院選挙における合区の解消に関する意見書

日本国憲法が公布されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

現在、我が国の多くの地域が直面している過疎・高齢化、人口減少社会を克服し、それぞれの地域において創意工夫に満ちた地方創生への取組みを進めていく上においても、様々な状況に置かれた各地域の声を直接国政に反映させることのできる仕組みが極めて重要である。

そうした中、平成28年7月10日に投開票が行われた第24回参議院議員通常選挙において、いわゆる一票の格差の名の下に人口の少ない選挙区を統合する、憲政史上初の合区による選挙が実施された。

我が徳島県及び高知県選挙区においては、広範囲にわたる選挙区における選挙活動の困難さや、有権者が直接候補者の政見に接する機会が減少するなど、民主主義の根幹に関わる幾多の問題点が明らかになるとともに、有権者の投票意欲の減退による投票率の低下が生じ、地方の民意を国政に反映させる上で深刻な課題を残したと言わざるを得ない。

都道府県制度は、これまでの長い歴史を経て、各地域の文化・歴史に根ざし、かつ国民に広く定着した地方自治の根幹である。都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを参議院において堅持することが我が国の民主主義において最も守られるべき原則の一つである。

ついては、広範な国民世論を背景として、合区による選挙制度を見直し、法律のみならず憲法の改正も視野に入れて、都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを速やかに構築されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年1月19日

徳島県勝浦町議会

参議院議長 伊達 忠一 殿

選挙事務のお手伝い

選挙用品

アルミ製投票箱 投票記録台
選挙用テーブル 開票台
投票用紙計数機 ヒニールマット 他

選挙システム

新投票システム
期日前・当日投票システム

候補者交付物件

候補者用表示物 証紙 証票 他

地方選挙早わかり

介助用品

スロープ 車椅子 他

広報関連用品

懸垂幕 横断幕 のぼり 表示板
自動車パネル たすき 胸章 他

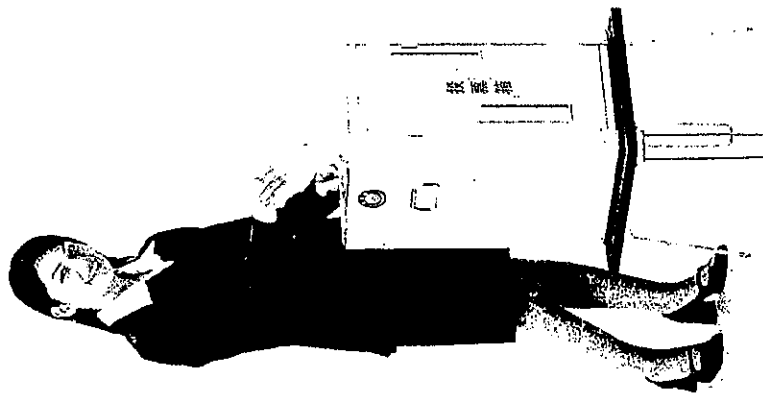
啓発・パルティ

ディッシュ・カイロ・うちわ 他

勲章・記念品

新選挙カタログ ELECTION & NOVELTY

※カタログの送付をご希望の際は
下記までご連絡下さい。



株式会社 日本選挙センター

www.senkyo-center.com

本社：〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-34 TEL (03) 3294-5251
大阪：〒550-0004 大阪市西区本町2-5-15-901 TEL (06) 6446-0151
am-senkyo@senkyo-center.com

昭和三十三年十二月二十四日
平成二十八年八月十五日
平成二十九年九月一日

第三回参議院議員
通常選挙
（平成二十九年八月）

月刊選挙

第六十九巻 第九号

定価二七八円（税込）

（毎月一回一日発行）

第69巻第9号

平成28年9月1日発行（毎月1回1日発行）

ISSN 0498-2806

選挙や政治に関する総合情報誌

月刊選挙

2016

9

都道府県選挙管理委員会連合会



第3回島根県及び島根県選挙区合同選挙区選挙管理委員会の様子（平成28年5月18日 於：島根県庁議室）

第24回参議院議員通常選挙を振り返って

弘中 誠 1

18歳選挙権と参院選と都知事選と
—TOKYO都のTOHYO都—

小倉 由紀 14

初めて行われた合区選挙の記録
—鳥取県・島根県と徳島県・高知県—

石倉 智之 21

太田 徹 26

熊本県大津町選挙管理委員会の選挙啓発の取り組み
—地震を乗り越えて設置した町内高等学校における期日前投票所—

宮崎 俊也 34

被災地選挙の諸相②

思惑が複雑に絡んだ野党統一候補の勝利

河村 和徳 38

英国における国民投票のメカニズム
—2016年EU国民投票を事例として—

弥久保 安 45

●“公選法”ここがポイント！（番外編）

東京選挙管理委員会事務局選挙課 54

55

56

57

64

資料4

ト高かった。

前回は前日の大雪が影響しているため投票率が低く、比較にはならない。

が、平成24年12月の衆議院議員選挙と同日で行われ、近年では最も高い投票率の前半の62.60%に、近い数値であった。

また今回の知事選が、直前（21日前）にあった参院選の投票率（57.50%）を2.23ポイントも上回る高い投票率を示したことも、驚きであった。何が都民を投票に駆り立てたか…。

若い人たちの声 ～意外なこたえ～

知事選直後の8月の第1週、新有権者層（17歳～20歳）にインタビュー調査を行った。彼らを投票に行く気にさせたものは何か、生の声を聞いた。

その中からいくつか挙げてみる。

- テレビで、(池上彰さんのように)わかりやすく選挙を解説してくれるとい
- 頻繁にテレビでCMを流すとい
- ニュースは決められた時間の中で、あらゆる出来事（政治からスポーツ、お天気まで）を解説するからわかりにくい。
- 参院選は候補者が大勢いたのでわかりにくかった。知事選は候補者が3人（筆者注：21人ですよ！）で、テレビ（「ミ〇ネ屋」とか）でたくさん情報を流していたから、わかりやすかったので投票した。

「若い人はテレビを見ない。今は脱テレビ」「若い人にむけての発信はデジタルコンテンツのみでOK！」と思っていた筆者には、驚きの発言ばかり…。

こうした声を聞いても、過去の例（平成17年の郵政選挙など）を思い出してみても、高い投票率はテレビによって作り出される

ことは間違いない、今も強大な力を有しているようだ。

事実、ある投票所の今回（都知事選）の年齢別の投票率を聞いたところ、最もテレビを見ていた70歳代（70歳代で95%：2015年 国民生活時間調査NHK）の投票率は、80%に近い。

今回の都知事選では、テレビにおける都知事に関する大量露出が2か月と長期間に及んだ。このことが「わかりやすい選挙」を作り出し、高い投票率につながったと思われる。

参院選・知事選の年代別の推定投票率は10月末を目途に集計する予定であるが、その結果や今回のインタビューの結果を、今後の広報にいかしていかねばと思う。

最後に ～しあわせな一年～

今回、「18歳選挙権」というとても大きなチャンスを授かった。

TOHYO都の企画は少々「はじけ」ていて賛否両論があったが、世論を喚起し、エポックメイキングなものとなった、とは思っている。

この一年、都選管広報チームでは、「今しかできないこと」「今だからからこそ、やる意味があること」をいつも考えていた。そして、これまでの若い人との関わりを通して得た確信を実現する過程は、とても楽しい幸せな時間だった。

この時間を共有したチーム、共感し許容してくれた上司・同僚に、心より感謝したい。

初めて行われた合区選挙の記録

— 鳥取県・島根県と徳島県・高知県 —

今回の参議院議員通常選挙では、鳥取県・島根県と徳島県・高知県の2つの合区選挙区が設置されました。初めて行われた合区選挙について、鳥取県、高知県各選挙管理委員会にその記録を寄せていただきました。（編集部）

合区選挙を振り返って

石倉 智之

（鳥取県選挙管理委員会選挙グループリーダー）



平成28年7月10日に、第24回参議院議員通常選挙が執行された。今回の選挙では、鳥取県は鳥取県と合区され、島根県及び島根県選挙区として、憲政史上初めて県の区域を越える選挙区で参議院議員選挙を執行することとなった。

選挙が終わった今、合区については解消すべきという声も出ており、次の参議院選挙ではどのような制度で行われるのかは分からないが、この1年間を振り返ってみて、合区選挙の記録として残してみたい。

鳥根県と鳥取県の概況

鳥根県と鳥取県は、面積がそれぞれ6,708km²（鳥根県）、3,507km²（鳥取県）であり、いずれも中国山地の北側にあり、東西に帯状に細長い形となっている。そのため鳥取県の東端から鳥根県の西端までは約300kmになると言われており、それは東京から名古屋までの距離に匹敵しているそうである。また、鳥根県には鳥根半島から約70kmほど離れた日本海に位置する隠岐諸島もある。

交通は、鳥取県から鳥根県の沿岸沿いに国道9号線、JR山陰本線が通じており、国道に平行した高速道路の整備も進みつつある。県庁所在地である松江市と鳥取市はJRの特急を利用すれば約90分の時間距離となっている。鳥根県と鳥取県を合わせて「山陰地方」と呼ばれており、筆者が子供の頃は夏の甲子園には山陰代表として同県から1校しか出場できない時代があったことを覚えている。

市町村の数は、鳥根県が8市11町村、鳥取県が4市15町村であり、市町村選挙管理委員会の数はそれぞれ19団体である。

鳥根県と鳥取県の選挙当日有権者数は、それぞれ586,162人（鳥根県）、483,895人（鳥取県）であり、全国的に見れば46位、47位の規模である。

鳥根県、鳥取県ともに県選挙管理委員会の事務局組織としては、局長1名の下に、平常時から

選挙業務を主に担う職員が3名という体制であり、事務局組織の規模としても両県ではほぼ同様となっていた。

ちなみに両県間の行政職員の人事交流も以前から行われており、昨年度の鳥取県選挙の事務局長、現在の鳥根県選挙の事務局長はいずれも人事交流の経験者であった。

また、投票率については両県ともに比較的高いほうである。長期的な傾向としては、全国の投票率と同様低下傾向にあるが、参議院選挙については、鳥根県は平成10年の第18回通常選挙から平成25年の第23回通常選挙まで連続して全国1位、鳥取県も第23回通常選挙は全国3位であった。なお、第17回通常選挙においては全国1位は鳥取県、2位が鳥根県という状況であった。

こうして見ると、鳥根県と鳥取県は似ている点が多いということがいえるかもしれない。

合区が決まってから

平成27年6月には選挙権年齢を18歳以上に引き下げる改正公選法が成立し、平成28年の参議院選挙から適用されることが見込まれた。18歳選挙権の施行を見据えて、どのように周知啓発をしていくのか、主権者教育はどのように進めていったらよいかなど大きな課題を抱える中、7月には鳥取県と鳥根県、徳島県と高知県を合区するという参議院選挙制度改革が導入される見通しとなった。

この頃に、報道機関から、もし合区になったらどのような選挙事務を進めていくのか、ということをよく問われたが、選挙でも改正法の内容自体なかなか把握できなかった。正直なところ、比例代表選挙のように、総務省、中央選挙管理会が執行管理するのではないかという期待もしていた。ようやく国会で議決される頃になって、国会のホームページに改正法の案文が掲載され、両県が規約を定めて合同選挙区選挙管理委員会を設置し、執行管理するということが分かったような状態であり、選挙事務の進め方については、当初全く見当がつかなかった。

8月10日に、総務省において、合区対象の4県選挙と総務省との打合せが行われた。ここで、合同選挙区選挙の準備スケジュールや、合同選挙を設置するために、両県で諸般の規約作成にあたっての課題などを洗い出した。

改正法の施行日は11月5日であり、この打合せから約3ヶ月後であった。しかし、それまでに合同選挙を設置すればよいというものではなく、参議院選挙区選挙の候補者分に係る政治活動用事務所の立札・看板に係る証票は、新たに合同選挙が作成した証票を交付する必要がある、合同選挙の設置はかなり早い時期に行う必要があることが分かった。

9月10日には、4県選挙と総務省との第2回打合せを行った。この打合せにおいて選挙事務ごとに、合同選挙が行うか、どちらかの県が中心となって行うのか、両県がそれぞれ行うかなどについて大まかに分類した。また、候補者や業者に対し合同選挙として受付等を行うものは、合同選挙区へ移行したことにより不便となることがないよう、その利便性を考慮し、両県で対応することや、極力、一方の県に事務を片寄せしないなどの、役割分担の概ねの方向性も確認した。

合同選挙の設置

また、9月には、人事、財政、法令などの県庁内部の担当課との意見調整も急ピッチで進める必要があった。一方では、鳥取県との間でも、合同選挙設置のための規約の内容や、委員会規程の大まかな内容についても調整を行っていた。

ようやく、規約についての知事決裁を得て、10月9日、鳥取県及び鳥根県参議院合同選挙区

選挙管理委員会を設置することとなった。

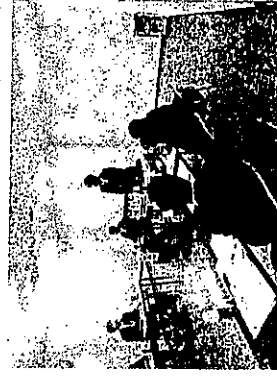
この規約において、委員長の任期は3年とすること、任期満了後の委員長はもう一方の県から選出すること、委員会の上たる執行場所は委員長所属県の選挙の所在地とすることなどを決めた。また、両県の距離を考慮し、一ヶ所に参集できない場合でも、テレビ会議によって委員会が成立することを定めた。

主たる執行場所が鳥根県にあることから、合区選挙に関する事務は鳥根県だけで行っているという理解をしている有権者の方や報道機関もあったが、実際には両県で事務が平準化されるよう分担してきたところである。

合同選挙の設置事務を行うなかで、何度も報道発表する機会があったが、それぞれ両県の記者クラブに発表する際には、両県で内容が異なるよう、また発表のタイミングを合わせるよう注意を払った。両県の記者クラブへの公平な対応は、その後の合同選挙区選挙の管理執行事務全般を通じて常に気を使う事項であった。

第1回合同選挙区選挙管理委員会は、10月20日に、鳥取県米子市で開催した。会議は公開で行い、多くの新聞記者やテレビカメラに囲まれる中での会議となった。このときには、まず委員長を互選により決定していただいた。これにより鳥根県選挙の津田委員長が合同選挙の委員長と選出された。また、委員長職務代理は鳥取県選挙の相見委員長が選任された。

また、第1回委員会では、参議院選挙の公示日の選挙長の執務場所、公営物資の交付場所についても決定した。これは、立候補受付場所はどこで行うのか、持ち回りにするのか、また選挙運動の進め方にも関わる公営物資の交付場所は、両県で行うのか片方の県で行うのか、ということについては、候補者や有権者の関心も高く、早急に決めたほうがよいとの判断によるものである。立候補受付については、委員長所属県の選挙の所在地で行うこととなった。このことと規約で定めている委員長持ち回りの規定と合わせると、事実上、立候補受付場所も持ち回りにするということが分かった。事務の性質上、どちらか一方の県でしかできない事務については、次の選挙の時にはもう一方の県で行うなど長期的にみて事務の平準化を図るということが必要だと思う。また、公営物資の交付はそれぞれ両県で行うこととした。



第1回合同選挙区選挙管理委員会で挨拶する津田委員長

両県の主な調整事項

第1回委員会で決定した事項以外にも、様々な事柄について両県で調整し決めていく必要があったが、それは主に県選挙管理委員会が執行する部分であり、市町村選挙が執行する部分については、従来どおりの執行方法でできる部分が多かった。

両県の間の調整事項は次のとおりである。

投票用紙等の調製

両県でこれまで作成している投票用紙を比較すると、レイアウトや規格など細かな点で違いがあった。投票用紙の調製については、公選法に特に規定がなく、また有権者や市町村選挙にとっ

でも、これまでと同じものとしたほうが混乱が生じないのではないかと考えられ、各県で調整することとした。投票用紙の作成は管理執行事務の中でも大きなウェイトを占めているが、結果的に阿県の事務量の平準化にもなったのではないかと思う。

立候補予定者説明会

立候補予定者説明会は、1回のみの行うこととし、今回は島根県庁講堂を会場とした。これは、各県でそれぞれ説明会を開催した場合、説明内容はともかく、各会場の質疑応答に違いが出る可能性があるなど、公平性の観点から1回としたものである。また、立候補予定者説明会を開く時期は、公示日のかなり前であり、候補者陣営にとっても、たとえ隣県の会場に行くことになったとしても負担にはならないのではないかと考えていた。

立候補予定者説明会で配布する会議資料及び諸用紙については、全て鳥取県側で作成作業を行った。鳥取県ではこれらの資料類を内閣作成しており、従来の資料の電子データを持っていったこと、またこれら資料類の内容が阿県で若干異なっており、分担して作成するとその整合性をとることだけできず時間をとられることが想定されたことから、鳥取県の資料をベースにすることとし、作成作業も鳥取県で行ったものである。

公営物資の作成、交付

公営物資、いわゆる七つ道具の規格についても、今回の選挙を通じて報道からよく問われることであった。公営物資は、選挙運動の量が法定の範囲内で適切に行われるよう交付されるものであり、同じ選挙区の中では統一した規格とする必要があると考えた。これまでの阿県の物資の規格を比較したところ、大きさや材質について大きな違いがあった。合同選挙区の物資の規格をどうするかについて検討したときに、鳥取県で作成していたものが比較的小型で、材質もプラスチックであったため、木製であった鳥根県のものより扱いやすいのではないかと考え、全て鳥取県運営で作成していた物資の規格を踏襲することにした。

また、物資の交付は、候補者の利便性を確保するため、候補者が希望する県で交付すること、また数量を分割しての交付も可能とするという方針で臨んだところである。法定の数量を確実に交付するため、各種届出等の事前審査を実施する際、候補者から、希望する交付場所及び数量を示してもらった。公示日に立候補届出書が選挙長に受理された後に、それに応じた物資を鳥根県、鳥取県において交付した。受理番号や受理状況は、鳥根県の立候補受付会場から、鳥取県の物資交付会場へ、携帯電話により逐一連絡をとった。

政見放送

政見放送の録画については、候補者の利便性を考慮し、候補者が選択した県にある基幹放送事業者において行うこととするという総務省の方針が示されていた。つまり、A候補は鳥根県、B候補は鳥取県で録画する可能性もあり、それに対応する必要がある。鳥根県と鳥取県の政見放送実施局は、鳥根県をエリアとするNHK松江放送局、鳥取県をエリアとするNHK鳥取放送局のほか、3つの基幹放送事業者である。基幹放送事業者については3事業者全て鳥根県と鳥取

県の両方を放送エリアとしている。NHKはどちらから一方で録画すれば両方で放送できるため、候補者はNHKと3基幹放送事業者それぞれで政見放送を録画することとし、各放送局では鳥根県でも鳥取県でも録画できるよう、録画日の調整、スタジオの確保を行った。結果としては、3人の立候補者すべてが鳥根県において録画を希望したため、鳥取県で録画することはなかった。また、合同運営と放送局との連絡調整事務は、効率的に行うため、鳥根県のほうで一元化して行った。

投票票遠報

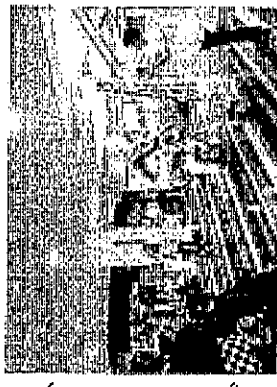
投票票日に従来行っている県運営からの遠報を、各選挙区においてどのように実施するかも当初から大きな課題であった。従来は、市町村から県への報告は、鳥根県は独自システム、鳥取県は総務省システムにより行っていた。また、各県とも速報本部を県庁内に設け、総務省や報道機関への発表を行っていた。

各市町村運営の開票結果については、これまでと同様各県運営に速報することとし、直接合同運営に報告するものではないこと、各県運営から国への遠報も各県から行った後、各区分の致値を国へ速報することといった枠組みは、早い段階で国から示されていた。

このため、県運営での集計は従来の方式により行うこととし、報道への発表様式も各県の従来の様式により行った。各区分の集計については、阿県速報本部の間に新たに回線を設置し、鳥取県から鳥根県へ集計数値を送信し、鳥根県において各区分の集計作業を行った後、鳥根県から阿県の記者クラブやホームページによる発表作業を行うこととした。最も注目される開票結果の速報については、阿県とも21時30分から30分ごとに基準時刻を設定し、自県分の中間速報を発表した後、その10分後に各区分の中間速報を発表することとした。発表の頻度が倍に増えたが、トラブルもなく予定どおり速報を行うことができた。

臨時啓発

臨時啓発は、阿県で共同でできるものについては、できるだけ共同して実施していきたいと考え、協議を進めてきた。鳥根県では、これまで啓発委託業者をコンペにより選定して実施してきており、今回は阿県で共同してコンペを行い、啓発チラシやポスター、テレビ・ラジオCMなども共同で作成した。街頭啓発も、松江市と米子市のショッピングセンターで行った街頭啓発は、それぞれ阿県の運営委員や運営職員等共同で行った。またこのときには、阿県のマスコミキャラクターも同時に登場させた。報道を通じての啓発という面でも効果的であったと思う。



阿県共同で実施した街頭啓発。鳥根県と鳥取県のキャラクターが並んで登場し、取材を受けているところ。

各選挙区選挙を振り返って

合同選挙区選挙の投票率は、鳥根県は62.20%と前回に比べ1.31%の上昇をしたが、全国順位は3位となり、投票率連続1位の記録は絶えてしまった。また、鳥取県では56.28%と前回を下回った。もう一つの各区分対象の県である徳島県や高知県の投票率も前回を下回ったようである。投票率は、候補者の顔ぶれや選挙の争点、天候などにも左右されるところもあるといわれるが、

合区によって有権者の関心が低くなり投票率が下がったのではないかとという報道もされていた。今回の合区選挙の執行については、単県の選挙に比べれば、阿県の調整事項だけでも膨大で事務量は増えているうえ、初めての合区選挙で前例もないことであり、その執行は大変であった。阿県の事務局が顔を合わせて行う打合せでは、席の電車の時間を気にしながら、夜遅くになるまで協議をしたこともあった。しかし、阿県選挙の事務局の職員をはじめ多くの方の協力により、大きな混乱もなく順調に終えることができたと思っている。皆様に感謝を申し上げたい。

また、阿県で調整を進めていくなかで、鳥取県と島根県の管理執行方法を比較する機会が多く、鳥取県の方が優れていると感じた点も多くあった。これまでも連合会活動などを通じて他の都道府県選挙の管理執行方法についても情報を得る機会があったが、今回はこれまでに得るものが多かったと思う。こうした情報は、参議院選挙だけではなく、他の選挙にも反映させ、よりよい選挙事務ができるよう努力していきたい。

初めての合同選挙区選挙の管理執行について

太田 徹
(徳島県選挙管理委員会書記)

1 はじめに

本年7月10日執行の第24回参議院議員通常選挙は、公職選挙法の改正に伴い徳島県と高知県の選挙区が合区されて以降、初めて実施される選挙となりました。

この選挙の管理執行は、新たに設置された「徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会」(以下「合同選挙」という。)により行われることとなりますが、合同選挙区における選挙については、前例がないため、すべてが手探りの中、準備段階から選挙執行までの様々な場面で、徳島県選挙管理委員会の皆様と検討・協議を積み重ねながら取り組むことになりました。

今回の選挙の執行にあたって、合同選挙の委員長(＝幹事)となった徳島県選挙管理委員会の皆様には、合同選挙の運営や立候補受付業務など、当県以上に様々なご苦労があったことと存じます。この場をお借りして感謝申し上げます。

また、今回の選挙では、合区制度導入に伴う合同選挙区における選挙運動の特例や選挙権年齢の引下げ、共通投票所制度の創設など、様々な制度改正が初めて適用される選挙となりました。

今回は、初の合同選挙区に係る選挙を管理する中で、検討を要した事項や課題となった事項などについてご紹介をさせていただきます。

2 選挙区状況

合同選挙区については、次表のとおりですが、合区により選挙区の面積は、これまでの高知県選挙区の1.6倍に、有権者数は約2倍に増加しました。

高知県は、もともと東部に長いという地形的特徴がありましたが、合区によりさらに東側に拡大し、選挙区の東端の徳島県阿南市から西端の高知県大月町までは、距離にして300km以上、

移動には約5時間を要するなど、非常に東西に長い選挙区となっています。なお、県庁所在地間の移動は、自動車で高速道を利用した場合でも、約2時間以上を要します。

〈合同選挙区状況〉

	徳島県	高知県	合同選挙区
面積	4,147㎢	7,104㎢	11,251㎢
有権者数	653,418人	630,681人	1,284,099人
市町村数	24(8市15町1村)	34(11市17町6村)	58(19市32町7村)

※有権者数は、H28.6.21現在の選挙人名簿登録者数

3 法改正から選挙執行までの主なスケジュール

昨年8月の公職選挙法改正以降のスケジュールは、次のとおりです。

H27.8.5	公職選挙法の一部を改正する法律 公布
8.10	第1回参議院合同選挙区選挙打合せ会(合区4県選挙、総務省) ・改正概要説明、規約論点、準備スケジュール、要検討事項等について協議
9.5	公職選挙法の一部を改正する法律 一部施行
9.10	第2回参議院合同選挙区選挙打合せ会(合区4県選挙、総務省) ・改正概要説明、規約例、管理執行の留意点等について協議
10.5	合同選挙区選挙管理委員会規約の制定
10.9	第1回合同選挙区選挙管理委員会開催(徳島県三好市) ・委員長の互選、合同選挙規則制定、職務代理者の選任など
H28.2.18	第2回合同選挙区選挙管理委員会開催(徳島県徳島市) ・合同選挙区選出議員選挙に関する方針の決定など
3.24	第3回合同選挙区選挙管理委員会開催(テレビ会議) ・選挙運動規程の制定など
4.18	第4回合同選挙区選挙管理委員会開催(テレビ会議) ・選挙運動計画の策定、選挙公報の様式の統一など
5.18	第5回合同選挙区選挙管理委員会開催(テレビ会議) ・ポスター掲示場の区画数、立候補受付場所、選挙長及び選挙会の場所・日時の決定など
6.22	参議院議員選挙 公示日、立候補受付
7.10	投票日
7.14	選挙会
	第6回合同選挙区選挙管理委員会開催(徳島県徳島市) ・当選の告知及び当選人の告示

4 合同選挙の設置及び運営

(1) 合同選挙の設置

合同選挙は、昨年の選挙区制度の改革に伴い選挙区が合区されたことにより、新たに設置が必要となったものであり、阿県の選挙管理委員会の委員(8名)で構成され、また、事務局も、阿

県の選挙事務局が担当することになっています。

合同選挙区における選挙は、この両県で構成された合同選挙が管理執行することになります。合同選挙の設置については、関係する県の協議により、委員会の名称や執務場所、経費の支弁の方法などについての規約を制定する必要があります。

そのため、平成27年8月10日の総務省における選挙打合せ会を皮切りに、規定内容やその前撮となる選挙の管理執行に係る基本方針などについて、両県で協議を積み重ねた結果、同年10月5日に次のとおり規約を制定しました。

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会規約（主な内容）	
① 合同選挙の名称	徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会とする。
② 合同選挙の執務場所	委員会の主たる執務場所は、委員長の所属する県の選挙管理委員会の所在地の市町村とする。また、従たる執務場所を定めることができる。
③ 委員長の互選	委員長の互選は、無記名投票で行う。委員に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。
④ 会議	委員会は、委員長が招集し、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法により行うことができるものとする。
⑤ 合同選挙の経費の支弁方法	両県が定める額をそれぞれ支弁するものとする。
⑥ 規程の公表方法等	委員会が規則その他の規程を制定等したときは、当該規程を両県の公報に掲載し、急を要するときは掲示その他適宜の方法によることができる。

(2) 合同選挙の運営

規約制定後の10月9日、第1回目の合同選挙による委員会が開催され、初代の合同選挙の委員長として徳島県選挙管理委員会の西川委員長が、また、委員長職務代理者として高知県選挙管理委員会の恒石委員長が選任されました。

このほか、この第1回委員会では、委員会の総則及び委員長の職務権限を定めた「委員会規程」及び「政治活動用事務所の看板等の設置に関する規程」が制定されました。

第1回委員会以降、計6回の委員会が開催され、委員会の運営や選挙の管理執行に係る事項について審議を行いました。

(3) 選挙執行に関する方針の策定

合同選挙区選挙の実施については、平成27年9月の総務省と関係4県の協議において、役割分担の概ねの方向性として、次の基本方針を確認しております。

・候補者又は業者に対し、合同選挙として受付等を行う必要があるもの（申請・届出・物資交付）は、合同選挙区への移行に伴い不便とならないよう、申請・届出者の利便性を考慮し、

原則、両県選挙において受付を行う。

・それ以外の事務について一つの県に片寄せせず、できる限り各県で処理できるものはそれぞれで処理し、各県で分けられないものに限り、両県共同で処理を行うか、協議により担当県を決めて処理を行う。

この基本方針に基づき、徳島県及び高知県選挙区における具体的な管理執行の方針を定める必要があることから、平成28年2月開催の第2回委員会において、「参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙に関する方針」を決定し、これに基づいて選挙を執行していくことになりました。この基本方針の決定の際に、特に議論となった事項は、「立候補受付場所及び7つ道具等の候補者交付物資の交付場所の取扱い」でした。

立候補受付場所及び候補者交付物資の交付場所については、候補者の利便性や立候補後の選挙運動への影響なども考慮して決定する必要があることから、「立候補受付・候補者交付物資」も選挙区の中央部である徳島県三好市で行う案」や「立候補受付は委員長県（＝幹事県）の県庁所在地で、また、候補者交付物資は、両県の県庁所在地で交付する案」などが議論されました。最終的には、不測の事態への対応などを考慮し、立候補受付業務を確実に実施するため、立候補受付場所を主たる執務場所（＝委員長県の執務場所）である徳島県庁とすること、また、候補者交付物資については、候補者が各県前と同様に各県において速やかに選挙運動を開始することができるよう、候補者の希望に応じて両県で交付することを決定しました。

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙に関する方針

◎基本方針

○候補者又は業者に対し、合同選挙として受付等を行う必要があるもの（申請・届出・物資交付）は、合同選挙区への移行に伴い不便とならないよう、申請・届出者の利便性を考慮し、原則、両県選挙において受付を行う。

○それ以外の事務についても一つの県に片寄せせず、できる限り各県で処理できるものはそれぞれで処理し、各県で分けられないものに限り、両県共同で処理を行うか、協議により担当県を決めて処理を行う。

1 候補者等に関する事項

- ① 立候補予定者等説明会は、両県において、同じ内容で開催する
- ② 立候補・選挙公報・選挙公署関係書類等の事前審査は両県において実施する
- ③ 立候補等の受付は、主たる執務場所の所在する市町村において行う
- ④ 7つ道具等の候補者への物資の交付は、公示日前にあらかじめ申出のあった場合のみ、従たる執務場所の所在する市町村において、一部又は全部を交付する
- ⑤ 選挙公報は、両県で受け付ける
- ⑥ 選挙会及び当選証書交付は、主たる執務場所の所在する市町村において実施する

⑦ 諸届、選挙運動費用収支報告書、選挙公署にかかる契約の届出、確認申請書、作成等業者からの請求は、両県で受け付ける

2 選挙の管理執行に関する事項

- ① 投票用紙、市町村配布物資等は、各県において複製する

- ② 立候補届等、候補者等に交付する印刷物及び物資は、様式等を統一し、阿果が分担して作成する
- ③ 選挙時啓発は、各県において実施するほか、各区に関する啓発については、合同選挙管理委員会として、統一して実施する
- ④ 投票票速報は、従来どおり各県別に集計・公表するとともに、合同運営として、阿果の集計結果を合算し、公表する

5 選挙の管理執行

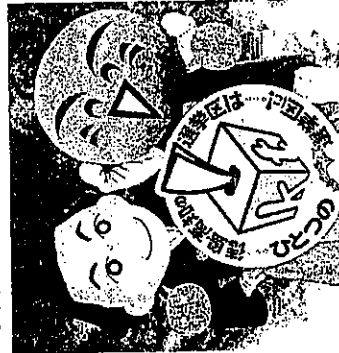
この基本方針に基づいて、各種の選挙事務を執行していくことになりましたが、執行にあたって特に課題となったことは、ほとんど全ての事務で、両県における事務処理の方法や取扱いが異なっているということです。

このため、各種選挙事務の執行にあたっては、結局のところ、両県のとおり、各々選挙事務の担当者、その都度、対応策の検討・協議をしながら事務を進めることになり、このことに多くの時間と労力を注がざるを得ませんでした。

選挙の管理執行にあたって、特に検討を要した事項についてご紹介します。

(1) 選挙時啓発

基本方針では、差生時啓発については、各県においてそれぞれが実施することを基本として、合同選管として統一して実施することとなっています。



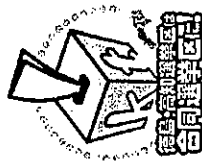
耕种与理田

●平成28年7月10日(日) 朝晩7時～午後5時
(一部時間帯を除く)
〒420-0801 静岡県浜松市東区堀田1-1-1
△受付時間：受付時間 7時～17時
△受付場所：受付時間中は受付係が常駐して入
力させていただきます。

〈台区域知用ボスター〉

いちはらの国の業者名を伏せて審査する

- 〈合区周知アイコン〉(ロゴマーク)(3種類)



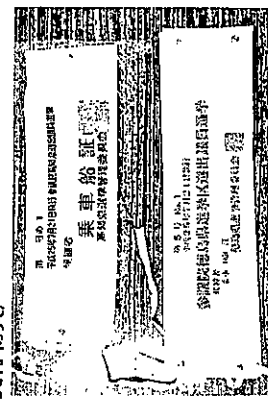
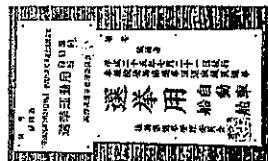
など、1つの県が単独で発注する場合と異なる様々な部分に配慮しながらの発注となりました。なお、この決定したデザインを使って、各県において様々な啓発事業を行った訳ですが、今回の選挙の投票率は、阿県とともに過去最低を更新するとともに、全国の都道府県と比べても、高知県は下から2番目となるなど、非常に残念な結果となってしまいました。

2) 候補者交付物資の調製

街頭説演用標旗などのいわゆる7つ道具や選挙運動用ビラ証紙などの候補者交付物資については、合同選管において統一した様式を定め、この様式に基づいて調製し、候補者に交付することになります。

そこで、合同選管における候補者交付物資を調製するにあたって、両県の交付物資を比較したところ、記載内容（縦書き・横書きの別、文字の大きさ・フォント・色）や規格（縦・横の長さ）が異なっていることが判明しました。

〈各県の候補者交付物資〉



※上：高知県、下：徳島県

このため、合同運営として製菓する候補者交付物資の記載内容等について統一するための検討が必要になりましたが、そもそも規格等に明確な基準がない中で検討であったため、決める手は欠く議論となりました。

最終的には、記載内容については、横書きを基本としている高知県に準じること、規格について、視認性を考慮し、大きい方（個人演説会用表示板以外はすべて徳島の方が大きい）に合わせることで決着しました。

(3) 立候補受付及び候補者交付物資の交付

今回の選挙では、合同選挙区の立候補受付場所は、委員長県を担当する徳島県の執務場所である徳島県庁になりますが、7つ道県等の候補者交付物資については、これまでの選挙と同様に候補者が速やかに選挙運動を開始できるよう、事前に候補者から申出がなされた場合には、両県で交付することが基本方針に盛り込まれております。

このため、今回立候補受付を行わない高知県庁においても、候補者交付物資を交付する必要があるりました。

ここで課題となったのは、「立候補受付番号の確認の方法」と「交付物資の交付のタイミング」をどのように行うかということでした。

受付番号については、交付物資への記入や候補者ごとに物資の仕分けをする際に必要となるところから、早急に受付会場である徳島県庁から情報を収集する必要があるりました。

また、交付物資の交付についても、候補者間の均衡を考慮し、徳島県における候補者への交付のタイミングに合わせて高知県でも交付することとしておりましたが、このためには、徳島県庁における候補者への物資の交付状況を把握する必要があるりました。

これらについては、両県で検討した結果、徳島県所有のiPadを利用し、受付会場の状況をビデオ通話により生中継すること、また、それぞれの受付会場に各県の職員を派遣すること、受付状況の共有を図りました。

このような取組の結果、公示日当日は、特段の問題もなく、スムーズに交付物資を交付することができました。

(4) 投票速報

合同選挙区における投票速報については、基本方針により、各県別の集計・公表はこれまでと同様に各県で実施すること、また、選挙区計の公表については、両県の集計結果を合算して、委員長県である徳島県から公表することとなりました。

そこで、両県の投票速報の集計・公表方法を比較したところ、開票中間状況の集計・公表時間が異なっていることがわかりました（徳島県：30分間隔、高知県：20分間隔）。

集計結果を合同運営として公表するためには、当然のことながら両県の公表時間等を一致させる必要があります。

市町村への影響なども考慮した結果、これについては、高知県の集計・公表の時間を20分間隔から徳島県の30分間隔に合わせることにしました。

この時間の変更により、高知県の投票速報システムの改修や市町村への周知が必要となりましたが、なかでも一番の課題は、高知県の集計・公表の時間を変更することについて、報道各社の理解を得られるか、ということでした。

現行の取扱いでは、高知県と報道各社が協議を積み上げてきたものであり、当初、この取扱いの変更については、報道各社が容易に受け入れないのではないかという懸念がありました。

結果として、「合区による変更」ということで、今回は、報道各社からの異論は出なかったのですが、投票速報に関しては、この他にも、高知県と徳島県で報道機関とのリハーサルの実施内容や手順に違いがあるなど、様々な点で調整が必要となりました。

6 選挙結果について

(1) 投票率

今回の選挙の投票率は、高知県45.52%、徳島県46.98%と、両県ともに過去最低となりました。

また、この数字は、全国ワースト1位と2位であり、当然のことながら、選挙区ごとの投票率でも全国最低となるなど、初めての合区選挙は、両県にとっても非常に残念な結果となりました。投票率低下の要因はいくつかあるかと思いますが、報道によると、合区により選挙区が拡大し、候補者と有権者の距離が遠くなったと感じられたことや、特に高知県においては、地元出身の候補者がいなかったことから、選挙への関心が高まらなかったのではないかと報じられています。

合区制度が、投票率にどのくらい影響したのかは定かではありませんが、今回の選挙では、選挙権年齢の引下げや合区制度の導入などにより、報道機関による報道がこれまで以上に大々的に行われたことなどから、有権者の選挙への関心が高まり、投票率の向上につながるのではないかと期待していましたので、このような投票率となってしまうことは、非常に残念です。

今後の投票率の向上のため、他団体の取組などとも参考にしながら、市町村選挙管理委員会とも連携して、啓発活動や投票環境の改善に取り組んでいく必要があると考えています。

(2) 無効投票率

今回の選挙において、特徴的な数値となった無効投票率についてご紹介します。

高知県の無効投票率6.14%は、全国で最も高い数値となりました。

この数値は、全国平均の2.65%を大幅に上回っているだけでなく、高知県の前回選挙時の3.28%と比べても大幅に増加しています。

無効投票の内訳を見ると、前回と比べて大幅に増加していたのは、「白紙投票」、「単に雑事を記載したもの」、「単に記号、符号を記載したもの」の3項目でした。

同じ選挙区でも、徳島県の無効投票率は、2.96%であり、特に高い数値とはなっていません。

無効投票が増加した原因については、確かなことは言えませんが、無効投票の内訳などから推測すると、高知県出身の候補者がいなかったことが無効投票率を引き上げた要因のひとつではないかと考えています。

7 選挙を振り返って

ご紹介しましたように、初めての合同選挙区に係る選挙の管理執行については、両県の取扱いが異なる中で、準備段階から選挙終了までの様々な場面で徳島県選挙管理委員会の皆さんと検討・協議しながら事務を進めてきました。

低投票率や管理執行上の問題など、いくつかの課題はありましたが、何とか選挙を終えることができて、ほっとしているというのが、今の正直な心境です。

また、今回の選挙に向けた課題としては、合区制度が引き続き存続した場合、次回選挙では、本県が委員長県（＝幹事県）を担当することになりますが、本県には、委員長県としてのノウハウがなく、十分な管理執行を行うことができるかということが懸念されます。

次回以降の選挙を円滑に管理執行するためにも、今回の選挙の課題について改めて整理し改善につなげていくことが重要と考えており、今後も、引き続き徳島県選挙管理委員会の皆様とも連携した取組を行っていく必要があると考えています。

人事異動

総務部関係異動

氏名	新 田 勇	氏名	新 田 勇	異動年月日	異動年月日
職名	新 田 勇	職名	新 田 勇	平成28.8.1	平成28.8.1
	新 田 勇		新 田 勇		

立花 茂生 新 田 勇

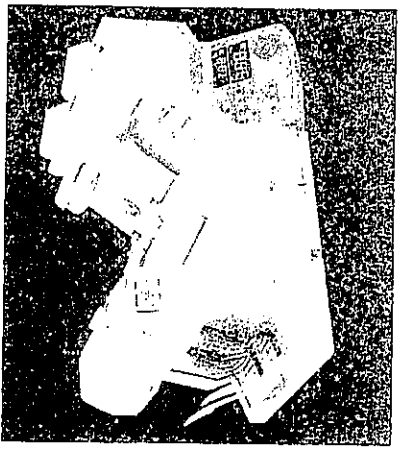
連合会カフェ

編集部から... 選挙後の傍聴 7月10日に行われた参議院比例代表選挙の開票で個人名投票が「0票」であったこと... 選挙後の傍聴 7月10日に行われた参議院比例代表選挙の開票で個人名投票が「0票」であったこと... 選挙後の傍聴 7月10日に行われた参議院比例代表選挙の開票で個人名投票が「0票」であったこと...

『月選挙』 第69号 9号 定価278円(税込) 平成28年8月25日印刷 平成28年9月1日発行 編集発行 都道府県選挙管理委員会連合会 清水 大 資 TEL03-3865-1011 印刷所 オフィス・ワン(株) 発行所 都道府県選挙管理委員会連合会 〒160-0022東京都新宿区新宿1-12-15 東京新宿ビル3階 TEL03-6273-0548 FAX03-6273-0549 E-mail rengokai@todofuken-senkan.jp URL http://www.todofuken-senkan.jp/ 振替 0010-5-2194

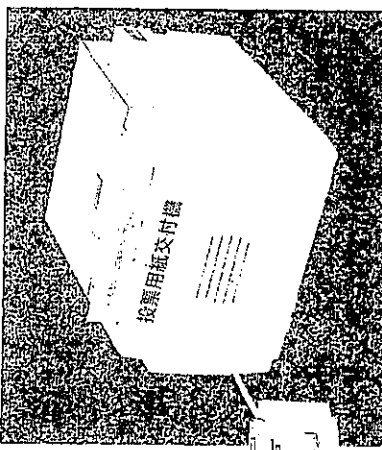
投票用紙計数機 TELAC EL-15R

計数を止めないリジエクト機能搭載
ノンストップで正確なみを連続計数します。



投票用紙自動交付機 TELAC BA-7M

より正確、より細心の検知ミス防止機構を搭載！
投票用紙の交付に、万全のガードシステム。



選挙システムアップ

選挙システムアップ



株式会社 ムサシ

第一営業本部：〒104-0061 東京都中央区銀座8-20-36 TEL.03-3546-7769



地方自治制度の歴史

年月	地方自治制度	その他
慶応4年 (1868)	○政体書制定 旧幕領を府県とする府藩県三治の制、知府事・諸侯・知県事配置	
明治2年 (1869)	○版籍奉還 諸侯を知藩事に任命	
明治4年 (1871)	○戸籍法制定 全国に区設置(行政区画)、戸長・副戸長配置 ○廃藩置県 知藩事の職を免じ、全国に3府302県を設置 ○府県官制制定 府県に知事・県知事(その後、県令)を置く	
明治11年 (1878)	○三新法制定(郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則) ・郡区町村編制法により、大区・小区を廃し、府県の下に郡区町村を設置、郡長・区長・戸長配置 ・府県会規則により、府県に公選議員からなる府県会を設置し、地方税により支弁すべき経費及びその徴収方法についての議定権付与 ・地方税規則により、3種の地方税及び地方税をもって支弁すべき12の経費設定、会計手続を規定	
明治13年 (1880)	○区町村会法制定 区町村に公選議員からなる区町村会を設け、公共に関する事件及びその経費の支出・徴収方法の議定権付与	
明治19年 (1886)	○地方官官制制定 府知事・県令の名称を知事に統一	
明治21年 (1888)	○市制町村制制定 ・市町村に独立の法人格を認め、公共事務・委任事務を処理するものとし、条例・規則の制定権付与 ・市町村会は公民の等級選挙制に基づく公選名誉職議員で構成し、市町村に関する一切の事件及び委任された事件を議決 ・執行機関は、市にあっては市長及び市参事会(市長・助役・名誉職参事会員で構成)、町村にあっては、町村長とし、市長は市会から推薦のあった者のうちから内務大臣選任、他は市会・町村会で選挙	
明治22年 (1889)		○大日本帝国憲法発布
明治23年 (1890)	○府県制、郡制制定 ・国の行政機関としてではなく、地方公共団体としての府県・郡について規定	

	・ 府県会は、府県内郡市の複選制選挙による名誉職議員で構成し、予算決定、決算報告認定等を議決 ・ 府県参事会は、知事・高等官・名誉職参事会員で構成し、府県会の委任事項・急務事件等を議決、知事諮問事項等につき意見陳述 ・ 府県の執行機関は知事(国の機関)、府県会及び府県参事会の議決を執行、財産を管理、府県費支弁工事を施行 ・ 郡会は町村会選出議員と高額納税者互選議員で構成し、郡参事会は郡長と名誉職参事会員で構成 ・ 郡は課税権を持たず、他は府県と同様	
明治32年 (1899)	○府県制、郡制全文改正 ・ 府県を法人と明定し、官の監督を受け、法律命令の範囲内で公共事務・委任事務を処理するものと規定 ・ 府県会は各選挙区選出議員で構成(複選制廃止) ・ 府県知事は府県を統括代表すると明定し、その担当事務の概目を規定、権限を強化、補助執行・委任・臨時代理の制度を規定 ・ 財務に関する規定整備拡充 ・ 郡会議員の複選制・高額納税者議員制廃止	
明治44年 (1911)	○市制、町村制全文改正 市町村の法人制・その権能・負担の範囲の明確化、市の執行機関を独任制の市長とし、市参事会は副議決機関化、市参与制度設置、市町村会議員・財務に関する規定の整備、市町村組合制度創設	
大正10年 (1921)	○市制、町村制改正 直接市町村税納税者を公民とし(公民権拡張)、町村会議員の等級選挙を廃止し、市を2級選挙制に改め、議員選挙の規定整備 ○郡制廃止 地方公共団体としての郡を廃止し、地方公共団体を二層化、郡は純然たる国の行政区画となる	
大正11年 (1922)	○府県制改正 府県会議員の選挙権・被選挙権を府県内の直接国税納入者に拡大	
大正15年 (1926)	○府県制、市制、町村制等改正 ・ 市町村会議員、道府県会議員について普通選挙制導入 ・ 市長は市会による選挙により選任、町村長選任時の府県知事の認可廃止	
昭和4年 (1929)	○府県制、市制、町村制等改正 ・ 道府県に条例・規則制定権付与、議員に発案権及び議会招集請求権付与、知事の原案執行権の制限強化、議会の知事に対する権限委任規定整備 ・ 市町村会議員に発案権付与、市町村会・市参事会の意見提出権拡大、市参事会の構成変更、市町村小の原案執行権の制限強化、議会の市町村長に対する権限委任規定整備	
昭和18年 (1943)	○府県制、市制、町村制等改正 ・ 市町村及び市町村長等に対する国又は道府県等の事務委任根拠を法律勅令から法律命令に拡大 ・ 市長は市会の推薦を受けて内務大臣が選任、町村長は町村会において選挙し府県知事認可、市町村長に市町村内の団体等に対する指示権付与 ・ 町内会・部落会を市町村長の支配下に置くものとして法文上明定	

- ・市町村会の議決事項制限列举、輕易事項の議決不要
- ・道府県についても法律命令による新たな事務委任を認める等同趣旨の改正

○東京都制、東京都官制制定

- ・東京府・東京市・区を廃し、東京都設置、旧東京市の区域に法人格を有する区を設置、都の長として東京都長官設置

昭和21年 (1946)	○東京都制、府県制、市制、町村制改正 1. 住民の選挙権・被選挙権を拡充 2. 都道長官・府県知事・市町村長の公選 3. 議会の権限強化 4. 議会の解散権を長に付与 5. 選挙管理委員会・監査委員の制度の創設 6. 直接請求制度の創設 7. 市町村に対する許認可事項の大幅整理	○日本国憲法制定(11月3日公布)
昭和22年 (1947)	○地方自治法制定(4月17日公布) 東京都制・道府県制・市制・町村制を統合し、知事以下の都道府県職員 の身分を官吏から地方公務員へ ○日本国憲法とともに、地方自治法が施行(5月3日施行)	○警察法制定 国家地方警察と自治体警察(市及び5000人以上の町村)を置く
昭和23年 (1948)		○地方財政法制定 ○教育委員会法制定 都道府県・市町村に教育委員会(公選)を設置 ○食糧確保臨時措置法制定 都道府県・市町村に農菜調整委員会設置
昭和24年 (1949)		○漁業法制定 都道府県に漁業調整委員会を設置
昭和25年 (1950)	○地方自治法改正 直接請求の手続の整備	○公職選挙法制定 ○地方公務員法制定 ○地方税法制定
昭和26年 (1951)		○農業委員会法制定 農地委員会・農業調整委員会が廃止され、市町村・都道府県に農業委員会を設置
昭和27年 (1952)	○地方自治法改正 1. 都道府県、市町村の執行機関の組織の簡素化 2. 簡易な共同処理方式の導入 3. 内閣総理大臣・都道府県知事に勧告権を付与 4. 特別区長の公選制を廃止	
昭和29年		○警察法全部改正

(1954)		国家地方警察と自治体警察を廃止し、都道府県警察に一元化 ○農業委員会法改正 都道府県農業委員会を廃止、新たに都道府県農業会議を設置
昭和31年 (1956)	○地方自治法改正 1. 都道府県と市町村間の地位・機能の明確化 2. 議会の定例会と常任委員回数の制限 3. 都道府県の部局の制限 4. 内閣総理大臣、都道府県知事の適正な事務処理の確保措置に関する規定 5. 指定都市制度創設	○地方教育行政の組織及び運営に関する法律制定 教育委員の公選制廃止
昭和38年 (1963)	○地方自治法改正 地方財務会計制度の整備、地方開発事業団の創設	
昭和49年 (1974)	○地方自治法改正 1. 東京都特別区長公選制の採用 2. 都と特別区の事務配分、都の配属職員制度の廃止 3. 複合事務組合の創設	
平成 3年 (1991)	○地方自治法改正 1. 機関委任事務制度の見直し(職務執行命令訴訟制度・長の罷免の廃止) 2. 議会運営委員会等の設置 3. 公の施設の管理委託制度の充実	
平成5年 (1993)	○地方自治法改正 地方六団体の意見具申権	
平成6年 (1994)	○地方自治法改正 中核市制度及び広域連合制度の創設	
平成9年 (1997)	○地方自治法改正 外部監査制度の導入	
平成10年 (1998)	○地方自治法改正 1. 特別区を「基礎的な地方公共団体」として位置付け 2. 特別区の自主性・自立性の強化 3. 都から特別区への事務の移譲(清掃事務等)	
平成11年 (1999)	○地方自治法改正 1. 機関委任事務制度の廃止と自治事務及び法定受託事務の創設 ・ (1) 機関委任事務制度を廃止するため、関連規定を削除・改正 ・ (2) 地方公共団体の役割と国の配慮に関する規定の創設 ・ (3) 自治事務及び法定受託事務の定義の創設	

	・ (4) 条例制定権、議会の検査・調査、監査委員の監査等の規定の整備 ・ (5) 手数料の条例化、国の財源措置義務規定の整備 2. 地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のルール ・ (1) 関与の基本原則：関与の法定主義、関与の必要最小限の原則 ・ (2) 関与の基本類型の設定 ・ (3) 地方自治法に基づき行うことができる関与についての規定の整備 ・ (4) 法定受託事務に係る処理基準の設定 ・ (5) 関与の手続ルールの整備 3. 国・都道府県の関与についての係争処理制度の創設 ・ (1) 国地方係争処理制度の創設 ・ (2) 自治紛争調停制度を拡充し、自治紛争処理制度として再構成 ・ (3) 関与に関する訴訟制度の創設 4. 都道府県と市町村の新しい関係 ・ (1) 都道府県の処理する事務を再構成 ・ (2) 条例による事務処理の特例制度の創設 5. 地方行政体制の整備 ・ (1) 議員定数制度の見直し ・ (2) 議案提出要件及び修正動議の発議要件の緩和 ・ (3) 中核市の要件緩和 ・ (4) 特例市制度の創設
平成14年 (2002)	○地方自治法改正 1. 直接請求の要件緩和等（解散・解職の直接請求の署名収集要件の緩和等） 2. 住民訴訟制度等の充実（訴訟類型の再構成（被告：長や職員個人→執行機関）等） 3. 中核市の指定要件の緩和 4. 地方議会制度の充実（議員派遣についてその根拠及び手続を明確化等）
平成15年 (2003)	○地方自治法改正 1. 指定管理者制度の導入 2. 都道府県の局部数の法定制度の廃止
平成16年 (2004)	○地方自治法改正 1. 地域自治区の創設 2. 都道府県の自主的合併手続等の整備 3. 議会の定例会の招集回数自由化 4. 条例による事務処理特例の拡充 5. 財務会計制度の見直し（長期継続契約の対象範囲拡大、支出命令の簡素化）
平成18年 (2006)	○地方自治法改正 1. 出納長・収入役制度の廃止等（出納長・収入役の廃止、市町村の助役を副市町村長へ） 2. 監査委員定数の増加の自由化 3. 地方六団体への情報提供制度の導入 4. 吏員の廃止

5. 財務会計制度の見直し（クレジットカード納付、行政財産の貸付範囲の拡大 等）
6. 議会制度の見直し（臨時会の招集請求権を議長へ付与、委員会の議案提出権の創設 等）
7. 中核市要件の緩和

平成23年
(2011)

○地方自治法改正

1. 議員定数の法定上限の撤廃
2. 議決事件の範囲の拡大
3. 行政機関等の共同設置の対象の拡大
4. 全部事務組合等の廃止
5. 地方分権改革推進計画に基づく義務づけの廃止
6. 直接請求制度の改正（請求代表者の資格制限の創設等）

平成24年
(2012)

○地方自治法改正

1. 条例による通年会期の選択制度の導入
2. 臨時会の招集権を議長へ付与
3. 議会運営に係る法定事項の条例委任等
4. 議会の調査に係る出頭等の請求要件の明確化（議員修正）
5. 政務調査費制度の改正（議員修正）
6. 議会と長との関係の見直し（再議制度、専決処分制度等）
7. 直接請求の要件緩和（解散・解職に必要な署名数要件の緩和）
8. 国等による違法確認訴訟制度の創設
9. 一部事務組合等からの脱退手続きの簡素化等

平成26年
(2014)

○地方自治法改正

1. 指定都市制度の見直し（区の分掌事務に係る条例制定、総合区制度の創設、指定都市都道府県調整会議の設置）
2. 中核市制度と特例市制度の統合
3. 新たな広域連携（連携協約、事務の代替執行）の制度の創設
4. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

スポーツ 写真・動画 特集 エンタメ・AKB48 地域 ライフ メディカル
政治 経済 マーケット 社会 国際 ワールドEYE 計報 予定 BWリリース PR TIMES アクセスランキング ENGLISH ふるさと納税

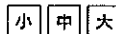


株で5億稼げた
今だけ限定的情報。

時事ドットコムニュース > 政治 > 地元での強さくつきり=3県で投票率最低-合区分析【16参院選】

ふるさと納税 ハンシルロケットのレプリカがもらえる

ふるさと納税 ムーミングッズがもらえるよ!!!



地元での強さくつきり=3県で投票率最低-合区分析【16参院選】

糖尿病が不安な方へ

東京大学と共同発見、アグリクス50倍の免疫効果を持つ新成分プロロコ。今だけ資料を無料配布 holicare-research.jp

10日投開票の参院選では、初めて合区となった鳥取・島根選挙区で、それぞれ地元の候補を支持する有権者の投票傾向がはっきり表れた。一方、徳島・高知選挙区を含む合区対象4県のうち、島根を除く3県で過去最低の投票率を記録。有権者が合区制度に疑問を投げ掛けたとも言える結果で、今後の選挙制度改革に影響を与えそうだ。

鳥取・島根選挙区では、当選した自民現職・青木一彦氏が出身地の島根県で有効投票の7割近い24万票強を獲得。だが、鳥取県での得票率は55.4%にとどまり、同県出身の無所属・福島浩彦氏に約3万5000票差まで詰め寄られた。

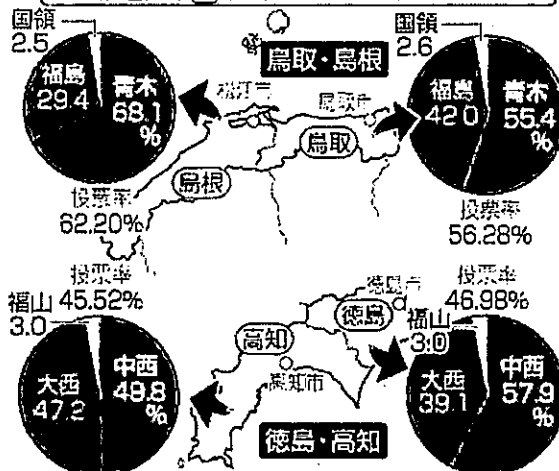
徳島・高知選挙区では、与野党ともに徳島県出身者を擁立。当選した自民現職・中西祐介氏は徳島県で57.9%の得票率を占めたが、高知県では浸透し切れず、無所属の大西聡氏と約7000票差の大接戦となった。

4県のうち唯一、地元の候補がいなかった高知県では、無効票が3年前から5割近く増えて約1万8000票に達した。投票率低下とともに、合区に対する有権者の不満がこうした投票行動につながったとみられる。(2016/07/11-03:40)

【政治記事一覧へ】 【アクセスランキング】

合区候補の得票動向（敬称略、円グラフは得票率%）

候補者	党派	推薦	出身
青木 一彦	自 現職	公	鳥取県米子市
福島 浩彦	無 新人	民 共 社 生	鳥取県米子市
国領 豊太	自 新人		松江市



候補者	党派	推薦	出身
中西 祐介	自 現職	公	徳島県阿南市
大西 聡	無 新人	民 共 社	徳島県美波市
福山 正敏	自 新人		徳島市

自 自民 民 民進 公 公明 民 民共 社 社民 生 生活 国 建 派 無 無所属

雲の上の ルーフトップバー

あなたのために
設計された
くつろぎの空間

→ 詳しくはコチラ



- ☐ 二階、岸田氏、近く会談へ＝長崎氏復党…
- ☐ TPP「日本が主導」＝参院特別委＝安…
- ☐ 上山氏追及の都議会批判＝「分断図ろう…
- 4 首相動静（11月14日）
- 5 柏崎市長選、2新人届け出＝原発再稼働…